【表紙】

 【提出書類】
 有価証券届出書

 【提出先】
 関東財務局長殿

【提出日】 2025年10月20日提出

【発行者名】 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 荻原 亘

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号

 【事務連絡者氏名】
 小林 雅子

 【電話番号】
 03-6205-0911

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 グローバルE V関連株ファンド(為替ヘッジあり) 信託受益証券に係るファンドの名称】 グローバルE V関連株ファンド(為替ヘッジなし) 【届出の対象とした募集(売出)内国投資 グローバルE V関連株ファンド(為替ヘッジあり)

信託受益証券の金額】 2兆円を上限とします。

グローバルE V関連株ファンド(為替ヘッジなし)

2兆円を上限とします。 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

グローバルEV関連株ファンド(為替ヘッジあり)

グローバルEV関連株ファンド(為替ヘッジなし)

(上記2ファンドの愛称として「EV革命」という名称を用いることがあります。)

以下、上記2ファンドを総称して「当ファンド」ということがあり、それぞれを「各ファンド」と いうことがあります。

また、「グローバルEV関連株ファンド(為替ヘッジあり)」を「為替ヘッジあり」、「グローバルEV関連株ファンド(為替ヘッジなし)」を「為替ヘッジなし」という略称でいうことがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

*ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社である三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は1口当たり1円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

各ファンド2兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます (基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。)。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、「為替ヘッジあり」は「EV革命あり」、「為替ヘッジなし」は「EV革命なし」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株	0120-88-2976	https://www.smd-
式会社	0120-00-2970	am.co.jp

お問い合わせは、午前9時~午後5時(土、日、祝・休日を除く)までとさせていただきます。

(5)【申込手数料】

原則として、申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数)に、3.3%(税抜き

3.0%)を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。 累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。 申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社に問い合わせることにより知ることができま す。

(6)【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

2025年10月21日から2026年4月20日まで 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社の詳細につきましては、前記「(4)発行(売出)価格」に記載の委託会社にお問い合わ せください。

(9)【払込期日】

取得申込者は、申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数)に申込手数料および 当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法で お支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経 由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。(販売会社は前記「(4)発行(売出)価格」に記載の 委託会社にお問い合わせください。)

(11)【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

イ 申込証拠金

ありません。

ロ 日本以外の地域における募集 ありません。

ハ スイッチング

販売会社によっては、「スイッチング」(ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資 信託を買い付けること)による当ファンドの取得申込みを取り扱う場合があります。

二 お申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日が以下のいずれかに当たる場合には、ファンドの取得申込みはで きません(また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。)。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日・英国証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日

- 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)
- ホ クーリング・オフ制度 (金融商品取引法第37条の6)の適用 ありません。
- へ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(参考:投資信託振替制度)

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます(原則として受益証券を 保有することはできません。)。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主に世界の株式に投資することにより、信託財産の成長を目指して運用を行います。

信託金の限度額

信託金の限度額は、各ファンドの合計で4,000億円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

ファンドの基本的性格

当ファンドにおける一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

<商品分類表>

グローバルEV関連株ファンド(為替ヘッジあり)

グローバルEV関連株ファンド(為替ヘッジなし)

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)		
	国内	株式		
単位型	海外	債 券 不動産投信		
追加型		その他資産		
	内外	() 		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<属性区分表>

グローバルEV関連株ファンド(為替ヘッジあり)

Г	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ

株式 一般	年1回	グローバル (日本を含む)		
大型株	年2回			
中小型株	年4回	日本	ファミリーファ	± 12 *
債券		北米	ファミリーファ ンド	あり*
一般 公債 社債 その他債券	年 6 回 (隔月)	区欠州		
せい その他債券 クレジット属性	年12回	アジア		
() ()	(毎月)	オセアニア		なし
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オ ブ・ファンズ	
その他資産	そ の他 ()	アフリカ	ノ・ノァンス 	
(投資信託証券 (株式 一般))		中近東 (中東)		
資産複合 () ※発配公用字型		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

グローバルEV関連株ファンド(為替ヘッジなし)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株 () () () () () () () () () (年1回 年2回 年4回 年6回 年6隔月) 年12月) 日々 その他)	グローバル (日本 北 欧州 ア オ 中 ア 一 近中 中 ア ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ファミリーファンド ファンド・ブ・ファンズ	あり ()

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。

商品分類および属性区分の用語の定義については下記をご覧ください。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (https://www.toushin.or.jp/) でもご覧頂けます。

一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」

商品分類表定義

^{*「2} 投資方針 (1)投資方針」の「ファンドの特色」の特色2をご参照ください。

- 1.単位型投信・追加型投信の区分
- (1)単位型投信… 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信… 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とと もに運用されるファンドをいう。

2.投資対象地域による区分

- (1)国内... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外... 目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3.投資対象資産(収益の源泉)による区分

- (1)株式… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的 に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的 に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)...

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的 に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の 記載があるものをいう。

- (4)その他資産…目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合… 目論見書または投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4.独立した区分

(1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...

「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。

- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...
 - 「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF... 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

5.補足分類

- (1)インデックス型…目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指 す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型... 目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。 なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

属性区分表定義

1.投資対象資産による属性区分

(1)株式

一般... 次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。

大型株... 目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう

中小型株... 目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

一般… 次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。

公債… 目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債... 目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券… 目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性...

目論見書または投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

- (3)不動産投信... これ以上の詳細な分類は行わないものとする。
- (4)その他資産… 組み入れている資産を記載するものとする。
- (5)資産複合... 以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型…目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型…目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

年1回... 目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをい

年2回... 目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回… 目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをい う。

年6回(隔月)…目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月)…目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載がある ものをいう。

日々... 目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他... 上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

3.投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を

源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を

含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を

源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資

産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資

産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くア

ジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地

域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の

資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域

の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)...目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の

資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング

地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4.投資形態による属性区分

ファミリーファンド... 目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オ

ブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資

するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ... 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オ

ブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり...目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為

替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし...目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載がある

ものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6.インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数...上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

7.特殊型

ブル・ベア型... 目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的

に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動(一定倍の連動も

しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型... 目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組み

を用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等) や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定

される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型 / 絶対収益追求型...

目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を 目指す旨もしくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載がある ものをいう。

その他型... 目論見書または投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2)【ファンドの沿革】

2018年 1 月24日 信託契約締結

2018年 1月24日 当ファンドの設定・運用開始

2019年4月1日 ファンドの委託会社としての業務を大和住銀投信投資顧問株式会社から三井住友 D S アセットマネジメント株式会社へ承継

2023年10月20日 信託期間を2028年1月24日までから無期限に変更

(3)【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ)委託会社 「三井住友DSアセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)および運用報告書の作成等を行います。

(口)受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

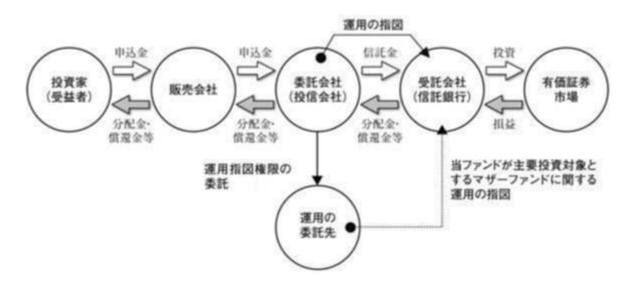
(八)販売会社

委託会社との間で締結される販売契約(名称の如何を問いません。)に基づき、当ファンドの 募集・販売の取扱い、投資信託説明書(目論見書)の提供、受益者からの一部解約実行請求の 受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

(二)投資顧問会社(運用の委託先)「ロベコ・スイス・エージー」

委託会社との間で締結される投資一任契約(運用委託契約)に基づき、マザーファンドの運用 指図に関する権限の委託を受け、信託財産の運用を行います。

運営の仕組み



ロ 委託会社の概況

(イ)資本金の額

20億円(2025年8月29日現在)

(口)会社の沿革

1985年7月15日 三生投資顧問株式会社設立

1987年2月20日 証券投資顧問業の登録

1987年6月10日 投資一任契約にかかる業務の認可

1999年1月1日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合

1999年2月5日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント

株式会社へ商号変更

2000年1月27日 証券投資信託委託業の認可取得

2002年12月1日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信

株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら 投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式

会社に商号変更

2013年4月1日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併

2019年4月1日 大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友DSアセットマネ

ジメント株式会社に商号変更

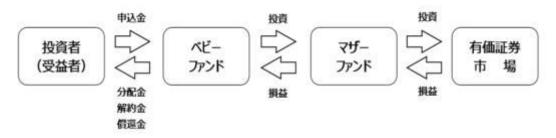
(八)大株主の状況

(2025年8月29日現在)

名称	住所	所有 株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャル グループ	東京都千代田区丸の内一丁目 1番2号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目 4 番35 号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	337,248	1.0

ハ ファンドの運用形態 (ファミリーファンド方式による運用)

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



2【投資方針】

(1)【投資方針】

「 為替ヘッジあり]

グローバルEV関連株マザーファンドへの投資を通じて、世界の株式の中から、EV(電気自動車) 関連企業の株式を実質的な主要投資対象とします。

実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行います。

一部の通貨について、為替ヘッジが困難等と判断された場合、為替ヘッジを行わないまたは他の通 貨で代替した為替取引を行うことがあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

安定した収益の確保および効率的な運用を行うためのものとして定める次の目的により投資する場合 を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用 を行いません。

- イ、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
- 口.信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク(為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。)を減じる目的
- ハ.法人税法施行規則第27条の7第1項第6号に規定する先物外国為替取引により、信託財産の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

「 為替ヘッジなし 1

グローバルEV関連株マザーファンドへの投資を通じて、世界の株式の中から、EV(電気自動車)関連企業の株式を実質的な主要投資対象とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

安定した収益の確保および効率的な運用を行うためのものとして定める次の目的により投資する場合 を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用 を行いません。

- イ、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
- 口.信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク(為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。)を減じる目的
- ハ.法人税法施行規則第27条の7第1項第6号に規定する先物外国為替取引により、信託財産の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

ファンドの特色



- 1
- マザーファンドへの投資を通じて、EV(電気自動車)関連企業の株式に実質的に投資することで、信託財産の成長を目指します。
- ■「グローバルEV関連株マザーファンド」への投資を通じて、EV(電気自動車)の進化や発展に伴い、恩恵を受けると思われる企業に投資します。
- 銘柄の選定にあたっては、個々の企業の成長性や株価のパリュエーションを考慮します。
- マザーファンドにおける運用指図にかかる権限を、ロベコ・スイス・エージーへ委託します。
- 2

『為替ヘッジあり』と『為替ヘッジなし』の2つのファンドからお選びいただけます。

▶為替ヘッジあり

- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を目指します。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。
 - ※一部の通貨について、為替ヘッジが困難等と判断された場合、為替ヘッジを行わないまたは他の通貨で代替した為替取引(ただし、為替変動リスクを回避する目的に限ります。)を行うことがあります。

▶為替ヘッジなし

- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- *販売会社によっては、各ファンド間でスイッチングが可能です。スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。
- 毎年1月、7月の23日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として分配を目指します。
 - 委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドは、委託会社が定義する「ESG投信」に該当します。

委託会社は、「投資判断におけるサステナビリティ要素の考慮の手法」と「運用戦略におけるサステナビリティ要素の重要度」を基に、サステナブルプロダクトを認定し、このうち、「ポジティブスクリーニング」、「ESGテーマ型」および「インパクト」に分類したファンドを「ESGプロダクト(ESG投信)」と定義しています。

ファンドの運用戦略は、特定のサステナビリティ課題・テーマを設定し、それらに貢献する企業等を投資対象としている「ESGテーマ型」に分類されると委託会社が認定しており、「ESG投信」に該当します。

委託会社におけるESG投信の定義および該当ファンドは、ESG投信の規制動向、ESGに関する国内外の情勢、委託会 社の認定基準の見直し等により、今後、変更となる場合があります。

委託会社のサステナブルプロダクト認定基準およびモニタリング状況については、以下をご覧ください。 <サステナブルプロダクト認定基準>

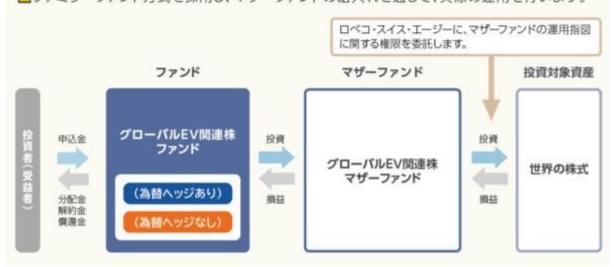
https://www.smd-am.co.jp/corporate/responsible_investment/esg/integration/table/

<モニタリング状況>

https://www.smd-am.co.jp/corporate/responsible_investment/esg/integration/table/pdf/esg_product_monitor.pdf

ファンドのしくみ

■ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。



ファンドの投資テーマ

▶ファンドが着目する投資テーマ

- ■ファンドは、EV (電気自動車)の普及により成長が期待できる「ハードウェア企業」と「ソフトウェア企業」に投資します。
- ■投資テーマに関連する銘柄のうち相対的にSDGs貢献度が高い銘柄の組入比率は、原則として、マザーファンドの純資産総額の90%以上とします。

※資金動向、市況動向等によっては、上記の組入比率の目安を下回る場合があります。

[着目する投資テーマ]



※上記の投資テーマ、関連産業・技術は2025年8月末現在のものであり、今後変更される場合があります。 (出所) ロベコ・スイス・エージーの情報を基に委託会社作成

▶投資テーマと国連の持続可能な開発目標 (SDGs) との関連

- □ファンドの投資テーマは、国連の持続可能な開発目標 (SDGs) のうち、以下の5つの目標を推進する企業に投資することにつながります。
- □ファンドでは、ポートフォリオ構築にあたり、ロベコ独自のSDGs貢献度評価(SDGフレームワーク)を 用いて、投資候補企業のSDGsへの貢献度を把握します。

[投資テーマに関連するSDGs目標]

7 エネルギーを みんなにそして クリーンに

8 働きがいも 経済成長も **9** 産業と 技術革新の 基盤をつくろう

11 住み続けられる まちづくりを

13 気候変動に 具体的な対策を

※投資テーマに関連するSDGs目標は、今後変更される場合があります。 (出所)国連、ロベコ・スイス・エージーの情報を基に委託会社作成

マザーファンドの実質的な運用を行う運用会社について

[ロベコの概要]

会社概要

- ロベコは、1929年にオランダ・ロッテル ダムで設立されたグローバルな資産運用 会社で、オランダの大手資産運用グループ であるオリックス・コーポレーション・ヨー ロッパが100%出資する法人です。
- ファンダメンタル、サステナビリティ、クオンツという3つの分野のリサーチを独自の方法で融合させることにより、お客様に革新的な運用戦略を提供しています。

拠 点 世界に15拠点を展開しています。

従業員数 1.053名(うち運用プロフェッショナル320名)

運用資産残高 約42兆円(約2,459億ユーロ)

(注1)2025年6月末現在、運用資産残高は1ユーロ=169.56円で円換算 (注2)ロベコの拠点、従業員数、運用資産残高はロベコ・オランダおよびグループ 運用会社の合計

(出所)ロペコ・スイス・エージーの情報を基に委託会社作成

□ロベコは、1995年に自社初のサス テナブル投資商品を設定し、それ 以来、サステナブル投資を最前線 でリードしてきました。

マザーファンドの運用プロセスおよびスチュワードシップ方針

▶マザーファンドの運用プロセス

- □マザーファンドの実質的な運用は、ロベコ・スイス・エージーが行います。
- ■専任の7名*の運用チーム(アナリスト含む、平均運用経験15年*)に加えて、約60名*のファンダメンタルズ・テーマ型株式チームおよび約50名*のサステナブル投資関連専門チームが連携し運用を行います。
 - *2025年6月末現在

■EV関連製品・サービスを提供し、サステ ナビリティ課題の解決に取り組む企業を 特定することでユニバースを策定 -ユニバースは、テーマへの適合性が高 投資ユニバース (EV関連の上場株式) く、潜在的な投資候補となり得る企業 -テーマへの適合性は、EV関連ビジネ スからの収益貢献が期待されること ポートフォリオマネージャーとアナリスト は、投資ユニバースを継続的にモニタリ 投資アイデアの創出 ング 投資テーマおよび関連企業のビジネス モデルの投資魅力度を分析 投資候補銘柄 パリュエーションと成長性の評価 ファンダメンタルズ分析等 株価上昇ポテンシャルを見極め ●SDGs貢献度評価(SDGフレームワー ポートフォリオ ク)に基づいて算出した「SDGスコア」が ポジティブまたは中立の銘柄を選別 組入れ後も、適宜、各発行体のサステナ ビリティリスクをモニタリング

※上記の運用プロセスは2025年8月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)ロペコ・スイス・エージーの情報を基に委託会社作成

▶ロベコのSDGs貢献度評価のための3つのステップ(SDGフレームワーク)

STEP 1

何を生産しているか?



セクター分析を行い、各セクターの企業が提供する商品やサービスが、関連するSDGsに どの程度貢献しているのか、あるいは逆行しているのかを計測します。

プラスの貢献例

医薬品、水関連、 ヘルスケア

マイナスの貢献例

シェールガス、ファストフード、 ギャンブル

STEP 2

どのように事業を運営しているか?



どのように商品やサービスを生み出しているか、企業の事業運営がSDGsに適合しているか を評価します。

評価項目例 企業行動規範、過去の問題事例、SDGsへのインパクト

STEP3

論争となる問題や訴訟を抱えていないか?



SDGsにネガティブなインパクトを与えるような、論争となる問題や訴訟に関与していないか を確認します。

問題例

情報漏えい、贈収賄・詐欺行為、不正販売

▶ SDGスコアとファンドの実質的な投資対象

■各企業のSDGs貢献度評価(SDGフレームワーク)に基づいて、SDGスコアを算出します。SDGスコア が中立以上の銘柄を、ファンドの実質的な投資対象とします。

インパクト	SDGスコア	
高	+3	
ф	+2	当ファンドの
低	+1	実質的な投資対象
	0	
低	-1	
ф	-2	
高	-3	
	高 中 低 低 中	高 +3 中 +2 低 +1 0 低 -1 中 -2

※上記のSDGスコア算出プロセスは、2025年8月末現在のものであり、今後変更される場合があります。 (出所)ロペコ・スイス・エージーの情報を基に委託会社作成

▶ (参考情報)グローバルEV関連株マザーファンドのSDGスコアの状況

■2025年8月末時点のマザーファンドにおけるSDGスコア別の投資比率は以下の通りです。



【SDGスコア別投資比率】

※投資比率は、マザーファンドにおける純資産総額(現金等を含みます)に対する時価の比率です。

※グラフ・データは、過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。 (出所)ロベコ・スイス・エージーの情報を基に委託会社作成

▶ロベコのスチュワードシップ方針

- □ロベコは、サステナブル投資を企業戦略の基軸としており、持続可能な商慣行を伴う企業は比較優位性を有し、長期的により高い成果を上げると確信しています。
- □スチュワードシップ責任を果たすことは、ロベコのサステナブル投資アプローチにおいて不可欠と考えております。
- □ロベコは、お客様ニーズに適合するよう様々な戦略や投資目的をもって資産を管理していますが、 「環境、社会およびすべてのステークホルダーに対して持続可能な方法で取り組む企業(および国)は、 今後の事業または試みにおける多様な問題に、より対処できる可能性が高い」という全社的な哲学を 有している点では共通しています。
- □□べつは資産運用会社として、一連の方針を通じてこの哲学の具体化に取り組んでいます。
 - ESG(環境・社会・ガバナンス)統合
 - 議決権行使
 - 投資先企業へのエンゲージメント
 - 投資除外および行動規範
- ■上記のうち、当ファンドに関連する方針は以下の通りです。

ESG統合

ロベコはESG要因の投資分析および意思決定プロセスへの統合 (ESG統合)がサステナブル投資 の最も重要な要素の1つと捉えています。

ロベコは株式、クレジットおよび 国債の運用プロセスにESG統合 を取り入れています。

投資先企業へのエンゲージメント

ロベコは、建設的な方法で投資 先企業にエンゲージしています。 投資先企業に対して、「価値のエ ンゲージメント」と「エンゲージメ ント強化」の2つの異なる方法を とっています。

議決権行使

お客様の利益を最優先に考え、 ロベコは投資先企業のガパナン スおよびその他の該当する投資 に関する決定に影響を及ぼすこ とを目指して議決権を行使して います。

※スチュワードシップ方針は、今後変更される場合があります。

(出所)ロペコ・ジャパンの情報を基に委託会社作成

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ.有価証券
 - 口.デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。)
 - 八. 金銭債権
 - 二.約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたグローバルEV関連株マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2.国債証券

- 3.地方債証券
- 4 . 特別の法律により法人の発行する債券
- 5.社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受 権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6.資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定める ものをいいます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定 めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをい
- 9.資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金 融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および 新株予約権証券
- 12.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをい います。)
- 14.投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい い、有価証券に係るものに限ります。)
- 17.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 20.受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
- 21.外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前号の有価証券に表示されるべき権利の 性質を有するもの

なお、1の証券または証書ならびに12、17および20の証券または証書のうち1の証券または証書の 性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券ならびに12、17および20の証券または 証書のうち 2 から 6 までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13および14の証券を以 下「投資信託証券」といいます。

その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記の有価証券の他、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指 図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3.コール・ローン
- 4 . 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6 . 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

また、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認め るときには、委託会社は、信託金を、主として前記の1から6までに掲げる金融商品により運用する ことの指図ができます。

(3)【運用体制】

イ 運用体制

当ファンドの運用の主要部分は、委託会社からマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託 を受けたロベコ・スイス・エージーが、投資一任契約(運用委託契約)およびそれに付随するガ イドラインに従って行います。

委託会社においては、追加設定・一部解約に伴う資金の流出入の管理、運用委託先への委託資産の増減の指示、余裕資金の運用等および運用委託先の運用状況(ガイドライン等の遵守状況、運用パフォーマンスなど)のモニタリング等を行います。

口 委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制 ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務(保管・管理・計算等)を通じて、 信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。 運用委託先は、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の 上、選定しています。また、定性・定量面における評価を継続的に実施するとともに、運用委託 契約の継続可否を定期的に判断します。

「参考情報] ロベコ・スイス・エージーの運用体制

運用体制

各戦略の運用チームは、ビジネス、自然科学、金融、社会科学の分野で幅広い経歴を有する専門家から成る多分野、多文化のチームで構成されています。ロベコ・スイスのアナリストの多くは金融分野の専門知識に加えて対象となる業界に関連するバックグラウンドや実務経験も有しており、特定の知識に基づく分析を可能としています。運用の最終的な投資意思決定は担当ポートフォリオ・マネジャーが行いますが、グループの約50名のサステナブル専門家により構成されるサステナブル投資共同委員会など、運用チームはロベコ・グループ全体の知見を活用し、より優れたリスク調整後のリターン獲得に努めています。

運用哲学

ロベコは、「投資エンジニア」であるためにはパイオニア精神と慎重さの両立が肝要という揺るぎない信念を持っています。世界は常に変化しており、日々新たな課題に直面しています。ロベコはこれらの課題に対し「すべての投資戦略はリサーチ主導であるべき」とし、知識の収集・蓄積を事業活動の核に据えてきました。加えて1995年の創業以来、サステナビリティ投資に注力しているロベコ・スイスの投資哲学は、サステナブルな企業が長期で同業他社をアウトパフォームするという理念に基づいています。ロベコ・スイスでは持続可能性に関する先見性と業界の洞察がそれを可能にし、時代を先取りすることができると考えています。

(4)【分配方針】

毎決算時(毎年1月、7月の23日。ただし、休業日の場合は翌営業日)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- イ.分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益(評価損益を含みます。)等の 範囲内とします。
- 口.収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配 対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
- 八. 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を 行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは計算期間中の基準価額の上昇分を勘案して分配を行います。

(5)【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

信託約款に定める投資制限

- イ.株式等への投資制限
 - (イ)株式への実質投資割合には、制限を設けません。

- *実質投資割合とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得たものをいいます。以下同じです。
- (ロ)委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
 - *信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じです。

口,投資する株式等の範囲

- (イ)委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。
- (ロ)前記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で 目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資 することを指図することができるものとします。

八.同一銘柄の株式等への投資制限

- (イ)委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの 信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合 計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (ロ)委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

二.投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドを除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ホ.信用取引の運用指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指 図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻し により行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ)前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に 属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額 が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (八)信託財産の一部解約等の事由により前項の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産 の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する 売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

へ. 先物取引等の運用指図・目的・範囲

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを 回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第 3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第

8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。

- (ロ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを 回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における 通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (八)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを 回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに 外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ト、スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを 回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の 条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をするこ とができます。
- (ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託 期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものに ついてはこの限りではありません。
- (ハ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価 するものとします。
- (二)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、 担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

チ.金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを 回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をする ことができます。
- (ロ)金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (八)金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (二)委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供 あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとしま す。
- (ホ)金利先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (へ)為替先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本項において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本項において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から

満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値 に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(ト)直物為替先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

リ. 同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ヌ.有価証券の貸付の指図および範囲

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - (a)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の 時価合計額の50%を超えないものとします。
 - (b)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (ロ)前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (八)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ル.公社債の空売りの指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ)前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (八)信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純 資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付 けの一部を決済するための指図をするものとします。

ヲ.公社債の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (八)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純 資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入 れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

ワ.外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

なお、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認め

られる場合には、制約されることがあります。

カ.外国為替予約の指図および範囲

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- (ロ)前(イ)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (八)前(口)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に 相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとしま す。

ヨ.デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

タ.信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

レ.資金の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支 払資金手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。) を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入 れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金 をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- (八)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営 業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ソ.受託会社による資金の立替え

- (イ)信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (ハ)前(イ)および前(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

法令に基づく投資制限

- イ 同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条) 委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信 託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数(株主総会において決議をする ことができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、
 - 会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。
- ロ デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

八 信用リスク集中回避のための投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8 号の2)

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

(参考情報:グローバルEV関連株マザーファンドの投資方針等)

(1)運用の基本方針

当ファンドは、信託財産の成長を目指して運用を行います。

(2)運用方法

投資対象

世界の取引所に上場する株式を主要投資対象とします。

投資態度

- イ.世界の株式の中から、EV(電気自動車)関連企業の株式を主要投資対象とします。
- 口、組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- 八. 運用指図にかかる権限をロベコ・スイス・エージーへ委託します。
- 二.資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)運用の指図

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ、有価証券
 - ロ.デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。)
 - 八.金銭債権
 - 二.約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ.為替手形

委託会社(信託約款に規定する委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたものを含みま す。)は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券と みなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3.地方債証券
- 4 . 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6.資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および 新株予約権証券
- 12.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14.投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 17.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 20.受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
- 21.外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前号の有価証券に表示されるべき権利の 性質を有するもの

なお、1の証券または証書ならびに12、17および20の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券ならびに12、17および20の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前記 の有価証券の他、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4 . 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6.外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用 上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記 の1から6までに掲げる金融商品 により運用することの指図ができます。

(4)主な投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産 総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の 純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。

- イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。
- ロ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- 八.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引は、以下の範囲で行います。

- イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- ロ.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ.スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 二.委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引は、以下の範囲で行います。

- イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 口.金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信

託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ハ.金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出し た価額で評価するものとします。
- 二.委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出 した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

(イ)株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの 基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財 務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となりま す。

(ロ)信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ハ)為替変動リスク

「為替ヘッジあり」

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けますが、原則として対円での為替ヘッジを行うため、その影響は限定的と考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。また、一部の通貨について、為替ヘッジが困難等と判断された場合、為替ヘッジを行わないまたは他の通貨で代替した為替取引を行うことがあるため、為替変動の影響を受けることがあります。

なお、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。また、需給要因等によっては金利差相当分以上にヘッジコストがかかる場合があります。

「為替ヘッジなし」

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する(円高となる)場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

(二)カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

(ホ)流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

ロ その他の留意点

(イ)ファンド固有の留意点

ESGテーマ投資に関する留意点

- ・ファンドは、特定のESGテーマに絞った銘柄選定を行いますので、市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。また、市場環境、金利および経済・法制度・金融面の諸情勢が、特定のESGテーマに対して著しい影響を及ぼすことがあります。当該ESGテーマに属する銘柄は、これらの情勢等に対して同様の反応を示すことがあります。
- ・ESG投資は、銘柄選定プロセス等において、ESG評価提供機関等が提供する各種データを利用する場合があります。当該データは、有価証券の発行体による情報開示に依存していることが多く、データの即時性、完全性、比較可能性は保証されていません。また、提供機関ごとにデータ収集方法・評価方法等が異なるため、同一発行体に対するESG評価が大きく異なる場合があります。

(口)投資信託に関する留意点

- ・当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- ・ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる 取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場 実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがありま

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

(八)分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払 われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部

払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ハ 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング やストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、 当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

[参考情報]ロベコ・スイス・エージーのリスク管理体制

ロベコ・スイス・エージーのリスク管理は、運用、オペレーション、法務およびコンプライアンス・チームならびに独立した運用リスク・マネジャーが、それぞれ異なるレベルで行っています。設定されたガイドラインに基づいたポートフォリオの日常的なリスク管理は、ポートフォリオ・マネジャーが責任を持ち、財務リスク・マネジャーがマーケット・リスクやカウンターパーティーリスクを管理しています。重要な案件は、運用部門責任者を含む関係者により月次で開催されるプロダクト・リスク会議で議論されるとともに、必要に応じてロベコ・スイス・エージーの運用方針最高意思決定機関であるロベコ・スイス・エージー・プロダクト・コミッティに提議されます。

(参考情報) 投資リスクの定量的比較



ファンドの年間騰落率および

分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と 分配金再投資基準価額の推移を表示したもの です。

ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、 各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を 比較したものです。

□為替ヘッジあり



- 東年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を 分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
- ※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と 同じです。

2020年9月~2025年8月

他の資産クラス: 2020年9月~2025年8月



- ※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したもの と仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したもの とは異なります。
- ※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。



4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

原則として、申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数)に、3.3%(税抜き 3.0%)を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。申込手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。 申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(2)【換金(解約)手数料】

解約手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

純資産総額に年1.793%(税抜き1.63%)の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の配分は以下の通りです。

<信託報酬の配分(税抜き)>

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年0.85%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指 図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	年0.75%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの 管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

委託会社の報酬には、グローバルEV関連株マザーファンドの運用指図に関する権限の委託先への報酬(当該マザーファンドの組入評価額に対して年0.50%以内)が含まれております。

(4)【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用(消費税等相当額を含みます。)は、原則として、計算 期間を通じて毎日、信託財産の費用として計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託 財産中から支弁するものとします。
- 口 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)は、信託財産中から支弁する ものとします。

上記にかかる費用に関しましては、変更される場合があるものや、その時々の取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなるものがあります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額等を具体的に記載することはできません。

上記(1)~(4)にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

(5)【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

- (イ)追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申 込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあた ります。
- (ロ)受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を 行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファ ンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われま す。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金支

払いコース」と「分配金再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。

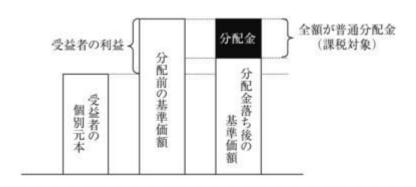
- (八)受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から 当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。 (「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の(収益分配金の課税について)を参 照。)
- ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

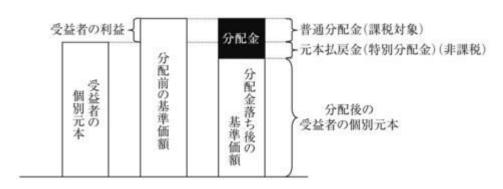
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記 、 の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

二 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ)個人の受益者に対する課税

. 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

- . 一部解約時および償還時
 - 一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座(源泉徴収選択口座)

の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等(上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。)の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)および利子所得の金額との損益通算が可能です。

(口)法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税のみ)の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。 なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした公募株式投資信託等 を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせく ださい。

上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2025年8月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

(参考情報)総経費率



直近の運用報告書の対象期間(2025年1月24日~2025年7月23日)における当ファンドの総経費率 (年率換算)は以下の通りです。

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
為替ヘッジあり	1.84%	1.79%	0.05%
為替ヘッジなし	1.84%	1.79%	0.05%

- ※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。)です。
- ※当ファンドが上場投資信託 (ETF) および上場不動産投資信託 (REIT) に投資している場合、当該ETFおよびREITの 管理費用等は含まれていません。
- ※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。
 - 運用報告書は、委託会社のホームページ(https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/)から検索いただけます。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

グローバルEV関連株ファンド(為替ヘッジあり)

2025年8月29日現在

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率
貝性の性料	四/地线	(円)	(%)
親投資信託受益証券	日本	5,563,538,572	100.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,064,511	0.02
合計 (純資産総額)		5,562,474,061	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。 その他以下の取引を行っております。

種類	買建 / 売建	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率 (%)	
為替予約取引	売建	-	4,821,916,210	86.69	

グローバルEV関連株ファンド(為替ヘッジなし)

2025年8月29日現在

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率
貝性の性料	国 / 迟琐 	(円)	(%)
親投資信託受益証券	日本	50,837,414,464	99.76
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	121,971,010	0.24
合計 (純資産総額)		50,959,385,474	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

グローバルEV関連株ファンド(為替ヘッジあり)

イ 主要投資銘柄

2025年8月29日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本		グローバルEV 関連株マザー	2,184,950,152	2.4473	5,347,228,528	2.5463	5,563,538,572	100.02
	益証券	ファンド						

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

口 種類別投資比率

2025年8月29日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.02
合 計	100.02

グローバルE V関連株ファンド(為替ヘッジなし)

イ 主要投資銘柄

2025年8月29日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額	投資 比率 (%)
日本	親投資	グローバルEV	19,965,210,095	2.4473	48,860,858,878	2.5463	50,837,414,464	99.76
	信託受	関連株マザー						
	益証券	ファンド						

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

口 種類別投資比率

2025年8月29日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.76
合 計	99.76

【投資不動産物件】

グローバルE V 関連株ファンド(為替ヘッジあり) 該当事項はありません。

グローバルE V 関連株ファンド(為替ヘッジなし) 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

グローバルEV関連株ファンド(為替ヘッジあり)

2025年8月29日現在

種類	資産の名称	買建 / 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約	アメリカ・ドル	売建	21,660,000.00	3,184,609,122	3,170,807,400	57.00
取引	ユーロ	売建	4,600,000.00	790,147,036	787,566,000	14.16
	香港・ドル	売建	31,800,000.00	600,577,344	598,158,000	10.75
	スイス・フラン	売建	1,080,000.00	197,609,878	197,931,600	3.56
	イギリス・ポンド	売建	341,000.00	67,709,232	67,453,210	1.21

(注)日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

グローバルE V 関連株ファンド(為替ヘッジなし) 該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

グローバルEV関連株ファンド(為替ヘッジあり)

					出書(内国投資信託	
年月日		純資產	 	1万口当たりの		
		(円)		純資産額(円)		
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)	
第1期	(2018年7月23日)	18,389,440,745	18,389,440,745	9,219	9,219	
第2期	(2019年 1月23日)	14,668,765,273	14,668,765,273	7,457	7,457	
第3期	(2019年7月23日)	13,915,874,581	13,915,874,581	8,368	8,368	
第4期	(2020年 1月23日)	13,832,696,375	13,832,696,375	9,999	9,999	
第5期	(2020年7月27日)	11,471,189,592	11,471,189,592	10,058	10,058	
第6期	(2021年 1月25日)	17,428,121,524	18,473,470,838	16,672	17,672	
第7期	(2021年7月26日)	20,455,433,055	20,455,433,055	15,250	15,250	
第8期	(2022年 1月24日)	17,389,410,224	17,389,410,224	15,066	15,066	
第9期	(2022年7月25日)	14,155,663,363	14,155,663,363	13,418	13,418	
第10期	(2023年 1月23日)	12,634,934,775	12,634,934,775	12,913	12,913	
第11期	(2023年 7月24日)	12,578,536,339	12,975,180,495	14,271	14,721	
第12期	(2024年 1月23日)	9,322,442,951	9,322,442,951	11,746	11,746	
第13期	(2024年 7月23日)	7,714,327,569	7,837,603,492	12,516	12,716	
第14期	(2025年 1月23日)	6,474,695,882	6,474,695,882	12,502	12,502	
第15期	(2025年7月23日)	5,674,508,324	5,674,508,324	13,020	13,020	
	2024年 8月末日	7,291,635,408	-	11,986	=	
	9月末日	7,502,791,481	-	12,518	-	
	10月末日	7,165,033,008	-	12,290	-	
	11月末日	6,660,445,292	-	11,986	-	
	12月末日	6,479,313,128	-	12,209	-	
	2025年 1月末日	6,142,031,785	-	12,145	-	
	2月末日	6,003,593,609	-	12,388	-	
	3月末日	5,450,906,900	-	11,484	-	
	4月末日	5,101,123,005	-	10,864	-	
	5月末日	5,493,516,852	-	11,831	-	
	6月末日	5,525,221,097	-	12,348	-	
	7月末日	5,449,883,075	-	12,732	-	
	8月末日	5,562,474,061	-	13,449	-	

(注)各月末日の数字は最終営業日のものです。

グローバルEV関連株ファンド(為替ヘッジなし)

年月日		純資產	1万口当たりの		
"	F/J D	(P	Ε)	純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2018年 7月23日)	150,882,759,083	150,882,759,083	9,161	9,161
第2期 (2019年 1月23日)	116,680,987,394	116,680,987,394	7,353	7,353
第3期 (2019年 7月23日)	110,912,311,678	110,912,311,678	8,210	8,210
第4期 (2020年 1月23日)	109,140,500,306	109,140,500,306	9,976	9,976
第5期 (2020年 7月27日)	90,558,173,626	90,558,173,626	9,760	9,760
第6期 (2021年 1月25日)	117,052,087,152	124,336,728,535	16,068	17,068
第7期 (2021年 7月26日)	117,218,914,309	117,218,914,309	15,443	15,443

有価証券届出書(内<u>国投資信託</u>受益証券)

				有個証券 庙	出書(内国投資信託
第8期	(2022年 1月24日)	104,080,845,468	104,080,845,468	15,554	15,554
第9期	(2022年7月25日)	97,542,983,791	97,542,983,791	16,105	16,105
第10期	(2023年 1月23日)	83,268,775,548	83,268,775,548	15,221	15,221
第11期	(2023年7月24日)	87,269,837,396	92,024,839,510	18,353	19,353
第12期	(2024年 1月23日)	70,752,706,861	70,752,706,861	16,192	16,192
第13期	(2024年7月23日)	62,685,890,335	64,926,011,694	18,189	18,839
第14期	(2025年 1月23日)	55,858,734,850	55,858,734,850	18,408	18,408
第15期	(2025年7月23日)	50,747,185,400	50,747,185,400	18,703	18,703
	2024年 8月末日	55,931,880,303	-	16,425	-
	9月末日	57,296,478,920	-	17,036	-
	10月末日	58,244,510,922	-	17,813	-
	11月末日	54,085,161,468	-	17,025	-
	12月末日	55,995,046,718	-	18,130	-
	2025年 1月末日	52,933,969,195	-	17,680	-
	2月末日	51,780,402,725	-	17,627	-
	3月末日	47,672,196,702	-	16,487	-
	4月末日	43,166,436,380	-	15,116	-
	5月末日	46,585,059,094	-	16,572	-
	6月末日	48,518,552,457	-	17,526	-
	7月末日	49,795,834,220	-	18,528	-
	8月末日	50,959,385,474	-	19,422	-

(注)各月末日の数字は最終営業日のものです。

【分配の推移】

グローバルEV関連株ファンド(為替ヘッジあり)

	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期	2018年 1月24日~2018年 7月23日	0
第2期	2018年 7月24日~2019年 1月23日	0
第3期	2019年 1月24日~2019年 7月23日	0
第4期	2019年 7月24日~2020年 1月23日	0
第5期	2020年 1月24日~2020年 7月27日	0
第6期	2020年 7月28日~2021年 1月25日	1,000
第7期	2021年 1月26日~2021年 7月26日	0
第8期	2021年 7月27日~2022年 1月24日	0
第9期	2022年 1月25日~2022年 7月25日	0
第10期	2022年 7月26日~2023年 1月23日	0
第11期	2023年 1月24日~2023年 7月24日	450
第12期	2023年 7月25日~2024年 1月23日	0
第13期	2024年 1月24日~2024年 7月23日	200
第14期	2024年 7月24日~2025年 1月23日	0
第15期	2025年 1月24日~2025年 7月23日	0

グローバルE V 関連株ファンド(為替ヘッジなし)

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期	2018年 1月24日~2018年 7月23日	0
第2期	2018年 7月24日~2019年 1月23日	0
第3期	2019年 1月24日~2019年 7月23日	0
第4期	2019年 7月24日~2020年 1月23日	0
第5期	2020年 1月24日~2020年 7月27日	0
第6期	2020年 7月28日~2021年 1月25日	1,000
第7期	2021年 1月26日~2021年 7月26日	0
第8期	2021年 7月27日~2022年 1月24日	0
第9期	2022年 1月25日~2022年 7月25日	0
第10期	2022年 7月26日~2023年 1月23日	0
第11期	2023年 1月24日~2023年 7月24日	1,000
第12期	2023年 7月25日~2024年 1月23日	0
第13期	2024年 1月24日~2024年 7月23日	650
第14期	2024年 7月24日~2025年 1月23日	0
第15期	2025年 1月24日~2025年 7月23日	0

【収益率の推移】

グローバルEV関連株ファンド(為替ヘッジあり)

	収益率(%)
第1期	7.8
第2期	19.1
第3期	12.2
第4期	19.5
第5期	0.6
第6期	75.7
第7期	8.5
第8期	1.2
第9期	10.9
第10期	3.8
第11期	14.0
第12期	17.7
第13期	8.3
第14期	0.1
第15期	4.1

(注)収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落 基準価額で除したものをいいます。

グローバルE V関連株ファンド(為替ヘッジなし)

	収益率(%)
第1期	8.4

	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
第2期	19.7
第3期	11.7
第4期	21.5
第5期	2.2
第6期	74.9
第7期	3.9
第8期	0.7
第9期	3.5
第10期	5.5
第11期	27.1
第12期	11.8
第13期	16.3
第14期	1.2
第15期	1.6

⁽注)収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落 基準価額で除したものをいいます。

(4)【設定及び解約の実績】

グローバルEV関連株ファンド(為替ヘッジあり)

	設定口数 (口)	解約口数(口)
第1期	20,731,198,313	783,604,327
第2期	1,283,277,141	1,559,532,378
第3期	199,866,747	3,241,597,065
第4期	141,272,131	2,937,077,875
第5期	79,786,157	2,508,718,140
第6期	2,754,398,434	3,705,775,990
第7期	4,738,128,639	1,778,032,776
第8期	396,860,402	2,267,975,018
第9期	178,353,870	1,171,229,711
第10期	320,118,002	1,085,017,923
第11期	158,170,676	1,128,554,711
第12期	243,174,652	1,120,660,063
第13期	25,598,828	1,798,631,820
第14期	39,931,989	1,024,630,779
第15期	6,940,874	827,623,714

⁽注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

グローバルEV関連株ファンド(為替ヘッジなし)

	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	168,493,728,846	3,796,964,055
第2期	6,916,479,529	12,926,284,140
第3期	2,066,275,787	25,659,032,050
第4期	1,019,170,226	26,712,657,722

第5期	589,279,736	17,207,308,952
第6期	8,526,038,844	28,462,312,213
第7期	14,981,334,496	11,924,426,291
第8期	2,677,180,351	11,663,218,323
第9期	1,207,424,382	7,559,522,208
第10期	1,310,582,027	7,168,803,933
第11期	1,056,171,029	8,213,114,217
第12期	1,256,491,992	5,110,963,519
第13期	124,914,965	9,357,059,062
第14期	433,399,164	4,552,597,558
第15期	40,254,984	3,250,804,220

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

(参考)

(1)投資状況

グローバルEV関連株マザーファンド

2025年8月29日現在

			月29日現任
資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率
真性の 性 類	四/地域	(円)	(%)
株式	アメリカ	15,867,458,119	27.71
	日本	6,950,115,400	12.14
	ケイマン諸島	6,271,679,482	10.95
	中国	4,875,164,113	8.51
	オランダ	3,552,611,460	6.20
	台湾	3,276,497,966	5.72
	ドイツ	2,662,947,918	4.65
	フランス	2,621,487,715	4.58
	チリ	2,152,315,705	3.76
	韓国	2,119,007,962	3.70
	スイス	2,002,008,951	3.50
	アイルランド	1,597,339,275	2.79
	イタリア	841,000,805	1.47
	イギリス	693,237,966	1.21
	小計	55,482,872,837	96.89
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,779,563,628	3.11
合計 (純資産総額)		57,262,436,465	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建 / 売建	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	売建	-	173,720,117	0.30

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

グローバルEV関連株マザーファンド

イ 主要投資銘柄(上位30銘柄)

2025年8月29日現在

	1	T						証券届出書(内国技	
国 / 地域	種類	 銘柄名	業種	数量	帳簿単価	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
ドイツ	株式	INFINEON	半導	427,650	5,802.47	2,481,427,319		2,662,947,918	
	1/1/1/	TECHNOLOGIES AG	体・半	427,000	3,002.47	2,401,421,319	0,220.93	2,002,947,910	4.03
		TECHNOLOGIES AG	導体製						
			等 PA 表 造装置						
7711	±# <u>+</u> +	ANALOG DEVICES INC		62 450	22 024 02	2,079,013,791	27 254 44	2 250 020 001	4 40
	株式	ANALOG DEVICES INC		63,150	32,921.83	2,079,013,791	37,334.41	2,358,930,991	4.12
カ			体・半						
			導体製						
/ \ \ '=fr	144_15	DEL TA EL ESTROLLOS	造装置	000 000	0 400 70		0 107 07	0 070 700 000	
台湾	株式	1	テクノ	669,000	2,102.76	1,406,743,931	3,407.67	2,279,729,022	3.98
		INC							
			ジー・						
			ハード						
			ウェア						
			および						
			機器						
	株式	NXP SEMICONDUCTORS		64,300	31,237.85	2,008,594,052	35,124.16	2,258,483,770	3.94
ダ		NV	体・半						
			導体製						
			造装置						
アメリ	株式	TEXAS INSTRUMENTS	半導	75,014	28,687.47	2,151,961,506	29,984.90	2,249,287,498	3.93
カ		INC	体・半						
			導体製						
			造装置						
チリ	株式	QUIMICA Y MINERA	素材	320,700	5,653.48	1,813,071,549	6,711.31	2,152,315,705	3.76
		CHIL-SP ADR							
中国	株式	CONTEMPORARY	資本財	356,098	5,290.73	1,884,018,776	5,723.19	2,038,016,593	3.56
		AMPEREX TECHN-A							
ケイマ	株式	XIAOMI CORP-CLASS	テクノ	2,019,000	938.15	1,894,121,472	1,001.47	2,021,959,854	3.53
ン諸島	l	В		, ,		, , ,	,	, , ,	
			ジー・						
			ハード						
			ウェア						
			および						
			機器						
アメリ	株式	PTC INC	ソフト	63,200	24,593.68	1,554,320,571	31 592 21	1,996,627,520	3 40
カカ	1/1/10	l 10 INO	ウェ	03,200	24,000.00	1,004,020,071	31,332.21	1,330,027,320	3.43
/3			ア・						
			サービ						
			ス						
アメリ	株式	QUALCOMM INC	半導	02 270	25 011 66	2 095 222 160	22 624 74	1 060 504 240	2 11
	がエし	QUALCONIN TNC		83,370	25,011.66	2,005,222,100	23,024.74	1,969,594,240	3.44
カ			体・半道体制						
			導体製						
	144_15		造装置				- //		
中国	株式	BYD CO LTD-H	自動	907,500	1,738.89	1,578,044,490	2,112.32	1,916,930,400	3.35
			車・自						
			動車部						
			品						
アメリ			1 1 1 1 1 1 1 1		40 000 44	4 050 000 040	47 220 40	1 010 226 065	2 24
	株式	TERADYNE INC	半導	110,294	16,808.14	1,853,836,648	17,320.40	1,910,336,003	3.34
カ	株式	TERADYNE INC	体・半	110,294	16,808.14	1,853,836,648	17,320.40	1,910,336,003	3.34
	株式	TERADYNE INC		110,294	16,808.14	1,853,830,648	17,320.40	1,910,330,003	3.34

				,			1月1川	证券届出書(内国技	文頁 活品
ケイマ	株式	HESAI GROUP	自動	472,000	3,146.08	1,484,951,371	3,941.86	1,860,559,619	3.25
ン諸島			車・自						
			動車部						
			品						
アイル	株式	TE CONNECTIVITY	テクノ	52,260	22,785.82	1,190,787,099	30,565.24	1,597,339,275	2.79
ランド		PLC	□						
			ジー・						
			ハード						
			ウェア						
			および						
			機器						
アメリ	株式	MONOLITHIC POWER	半導	11,217	101,422.05	1,137,651,166	126,124.94	1,414,743,487	2.47
カ		SYSTEMS INC	体・半						
			導体製						
			造装置						
日本	株式	ルネサスエレクトロ	電気機	790,500	2,150.72	1,700,146,482	1,767.00	1,396,813,500	2.44
		ニクス	器						
アメリ	株式	ALBEMARLE CORP	素材	111,400	13,259.53	1,477,111,642	12,476.45	1,389,876,128	2.43
カ									
フラン	株式	LEGRAND SA	資本財	61,710	17,609.97	1,086,711,186	22,428.28	1,384,048,911	2.42
ス									
アメリ	株式	TESLA INC	自動	25,620	54,419.35	1,394,223,756	50,831.38	1,302,299,996	2.27
カ			車・自						
			動車部						
			品						
オラン	株式	STMICROELECTRONICS	半導	319,260	3,715.93	1,186,349,385	4,053.52	1,294,127,689	2.26
ダ		NV-NY SHS	体・半						
			導体製						
			造装置						
アメリ	株式	ON SEMICONDUCTOR	半導	171,000	7,834.09	1,339,629,126	7,460.60	1,275,762,189	2.23
カ			体・半						
			導体製						
			造装置						
フラン	株式	SCHNEIDER ELECTRIC	資本財	33,770	46,027.69	1,554,355,162	36,643.14	1,237,438,804	2.16
ス		SE							
日本	株式	TDK	電気機	638,600	1,914.50	1,222,599,700	1,936.00	1,236,329,600	2.16
			器	,	,	, , ,	,		
スイス	株式	ABB LTD-REG	資本財	117,550	9,811.66	1,153,360,209	9,961.87	1,171,018,077	2.05
	株式	ローム	電気機	464,900	1,546.50		2,182.00	1,014,411,800	
<u> </u>			器	,	.,	, ,	_,	.,,,	
台湾	株式	CHROMA ATE INC	テクノ	373,000	1,823.99	680,348,587	2,672.30	996,768,944	1.74
					,	, ,	, -	, , .	
			ジー・						
			ハード						
			ウェア						
			および						
			機器						
日本	株式	シマノ	輸送用	59,900	20,900.76	1,251,955,710	16,430.00	984,157,000	1.72
			機器					. ,	
ケイマ	株式	AMBARELLA INC	半導	89,630	11,356.87	1,017,915,858	10,376.96	930,086,888	1.62
ン諸島			体・半					. ,	
			導体製						
			造装置						
		I		I .					

中国	株式	ZHEJIANG LEAPMOTOR	自動	760,000	641.24	487,342,400	1,210.81	920,217,120	1.61
		TECHNOL-H	車・自						
			動車部						
			品						
日本	株式	村田製作所	電気機	366,000	2,444.65	894,741,199	2,432.00	890,112,000	1.55
			器						

ロ 種類別・業種別投資比率

2025年8月29日現在

種類	業種	投資比率(%)
株式(国内)	電気機器	8.91
	輸送用機器	3.23
株式(外国)	素材	7.14
	資本財	13.10
	自動車・自動車部品	11.94
	消費者サービス	1.21
	ソフトウェア・サービス	4.93
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	13.32
	半導体・半導体製造装置	33.11
合 計		96.89

投資不動産物件

グローバルE V関連株マザーファンド 該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

グローバルEV関連株マザーファンド

2025年8月29日現在

種類	資産の名称	買建 / 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約 取引	アメリカ・ドル	売建	1,183,239.30	173,720,000	173,720,117	0.30

(注)日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

参考情報

基準日:2025年8月29日

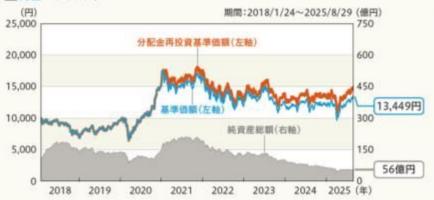
⇒ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。⇒委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移



分配の推移

□為替ヘッジあり



決算期	分配金
2025年7月	0円
2025年1月	0円
2024年7月	200円
2024年1月	0円
2023年7月	450円
設定来累計	1,650円

※分配金は1万口当たり、税引削です。 ※直近5計算期間を記載しています。

□為替ヘッジなし



決算期	分配金
2025年7月	0円
2025年1月	0円
2024年7月	650円
2024年1月	0円
2023年7月	1,000円
設定来累計	2,650円

※分配金は1万口当たり、税引前です。 ※直近5計算期間を記載しています。

- ※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。
- ※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引制)を分配的に再投資したものと仮定して 計算した価額です。

主要な資産の状況



□為替ヘッジあり

資産別構成

資産の種類	国·地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.02
現金・預金・その他の資産	(負債控除後)	△0.02
合計(純資産系	(額)	100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

■・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	グローバルEV関連株マザーファンド	100.02

□為替ヘッジなし

資産別構成

資産の種類	国-地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.76
現金・預金・その他の資産	(負債控除後)	0.24
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

■·地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	グローバルEV関連株マザーファンド	99.76

米比率は、ファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■グローバルEV関連株マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国-地域	比率(%)
	アメリカ	27.71
	日本	12.14
	ケイマン諸島	10.95
25.88	中国	8.51
58,20	オランダ	6.20
	台湾	5.72
	ドイツ	4.65
	その他	21.00
現金・預金・その他の資	3.11	
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

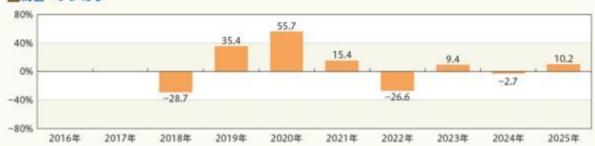
国·地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
ドイツ	株式	INFINEON TECHNOLOGIES AG	半導体·半導体製造装置	4.65
アメリカ	株式	ANALOG DEVICES INC	半導体·半導体製造装置	4.12
台湾	株式	DELTA ELECTRONICS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.98
オランダ	株式	NXP SEMICONDUCTORS NV	半導体·半導体製造装置	3.94
アメリカ	株式	TEXAS INSTRUMENTS INC	半導体·半導体製造装置	3.93
チリ	株式	QUIMICA Y MINERA CHIL-SP ADR	素材	3.76
中国	株式	CONTEMPORARY AMPEREX TECHNIA	資本財	3.56
ケイマン諸島	株式	XIAOMI CORP-CLASS B	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.53
アメリカ	株式	PTC INC	ソフトウェア・サービス	3.49
アメリカ	株式	QUALCOMM INC	半導体·半導体製造装置	3.44

単比率は、マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

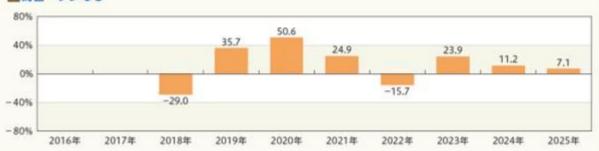
年間収益率の推移(暦年ベース)







□為替ヘッジなし



- ※収益率は、分配金(税引制)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。
- ※ファンドが設定された年の収益率は、設定日から年末までの騰落率です。
- ※2025年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。
- ※ファンドにはベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

イ 申込方法

(イ)ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンドの 取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金支払いコース」と「分配金再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

販売会社によっては、「スイッチング」(ある投資信託の換金による手取額をもって、他の 投資信託を買い付けること)による当ファンドの取得申込みを取り扱う場合があります。 お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(ロ)原則として午後3時30分までに、取得申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したも

のを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるとき は、取得申込みの受付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消さ せていただく場合があります。

(ハ) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

(二)申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日が以下のいずれかに当たる場合には、ファンドの取得申込みは できません(また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。)。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・英国証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日
- (ホ)定時定額で取得申込みをする「定時定額購入サービス」(販売会社によっては、名称が異なる場合があります。)を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

口 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

八 申込手数料

原則として、申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数)に、3.3%(税抜き3.0%)を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

二 申込単位

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント 株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前9時~午後5時(土、日、祝・休日を除く)までとさせていただきます。

へ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数)に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を 経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2【換金(解約)手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求(一部解約の実行請求)により換金することがで

きます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

ただし、以下のいずれかに当たる場合には、解約請求の受付けは行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
 - ・英国証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時30分までに、解約請求のお申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。 解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる ファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数 と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数 の減少の記載または記録が行われます。

- 一部解約金は、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
- 一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。 委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるとき は、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取 り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求 を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除し た後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱 いとなります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます(基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。)。投資対象とする親投資信託受益証券は、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価します。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日

< 主要投資対象の評価方法 >

の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

主要投資対象	有価証券等の評価方法
株式、投資証券等	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の最終相場で評価します。(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券原則として、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く。)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価します。
市場デリバティブ取引	原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の発表 する清算値段または最終相場で評価します。

国内で取引される資産については原則として基準価額計算日の値、外国で取引される資産については原則として基準価額計算日に知りうる直近の日の値で評価します。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本 経済新聞朝刊紙面に、「為替ヘッジあり」は「EV革命あり」、「為替ヘッジなし」は「EV革 命なし」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株 式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前9時~午後5時(土、日、祝・休日を除く)までとさせていただきま す。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2018年1月24日から下記「(5)その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合にお ける信託終了の日までとなります。

(4)【計算期間】

毎年1月24日から7月23日まで、7月24日から翌年1月23日までとすることを原則としますが、各 計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日 は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算 期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

イ 信託の終了

(イ)信託契約の解約

- a.委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認める とき、各ファンドの残存口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事 情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了 させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする 旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記aの事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。) を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理 由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知れている受益者に 対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c.書面決議において、受益者(委託会社等を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権 を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しない ときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d.書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を もって行います。
- e . 上記 b ~ d までの取扱いは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合におい て、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の 意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得な い事情が生じている場合であって、上記b~dまでの取扱いを行うことが困難な場合も同 様とします。

(口)信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に

従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

(八)委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

(二)受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a.受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があると きは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。
- b.上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c . 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約 し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

(イ)収益分配金

- a.分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b.分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われます。

ただし、分配金再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、 累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資 により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(口)償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われます。

八 信託約款の変更等

- (イ)委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、 監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社 と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併 合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併 合」をいいます。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする 旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ)委託会社は、上記(イ)の事項(変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- (八)上記(口)の書面決議において、受益者(委託会社等を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (二)書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います(書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。)。
- (ホ)上記(ロ)から(二)までの取扱いは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (へ)上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の 書面決議が可決された場合にあっても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決 議が否決された場合は、併合を行うことはできません。
- 二 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約(名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの)は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

へ 投資顧問会社(運用の委託先)との契約の更改等

委託会社と投資顧問会社との間の運用委託契約には期限の定めがありません。投資一任契約の内容は、必要に応じて、委託会社と投資顧問会社との合意により変更されることがあります。

ト 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が 譲渡・承継されることがあります。

チ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します

https://www.smd-am.co.jp

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

リ 運用報告書(運用状況に係る情報)

委託会社は毎決算時および償還時に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書(全体版)および運用報告書(全体版)の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。 交付運用報告書は、受益者に対し、原則として販売会社を通じて、書面交付または電磁的方法のいずれかの方法で提供されます。

運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページ(https://www.smd-am.co.jp)に掲載されますが、受益者から請求があった場合には書面交付されます。

4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。 受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の 指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、決算日 の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日 以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にか かる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または 記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われます。

ただし、分配金再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者は その権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

口 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われます

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

八 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」の記載をご参照ください。

ニ 書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの解約(監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。)または、重大な信託約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行使することができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期(2025年1月24日から2025年7月23日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【グローバルEV関連株ファンド(為替ヘッジあり)】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第14期 (2025年 1月23日現在)	第15期 (2025年 7月23日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	157,714	166,794
コール・ローン	30,601,398	28,069,315
親投資信託受益証券	6,579,551,032	5,747,349,247
派生商品評価勘定	-	61,949,348
未収入金	67,975,014	50,511,495
流動資産合計	6,678,285,158	5,888,046,199
資産合計	6,678,285,158	5,888,046,199
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	53,825,367	205,416
未払金	70,995,036	149,285,854
未払解約金	15,835,215	14,162,769
未払受託者報酬	1,155,415	915,819
未払委託者報酬	61,624,270	48,845,997
その他未払費用	153,973	122,020
流動負債合計	203,589,276	213,537,875
負債合計	203,589,276	213,537,875
純資産の部		
元本等		
元本	5,179,097,405	4,358,414,565
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	1,295,598,477	1,316,093,759
(分配準備積立金)	1,480,580,939	1,277,267,468
元本等合計	6,474,695,882	5,674,508,324
純資産合計	6,474,695,882	5,674,508,324
負債純資産合計	6,678,285,158	5,888,046,199

(2)【損益及び剰余金計算書】

(2)【识血及以利尔亚山井自】		(単位:円)
	第14期 自 2024年 7月24日 至 2025年 1月23日	第15期 自 2025年 1月24日 至 2025年 7月23日
営業収益		
受取利息	45,504	67,402
有価証券売買等損益	111,239,777	107,629,147
為替差損益	94,718,743	140,218,338
営業収益合計	16,566,538	247,914,887
営業費用		
受託者報酬	1,155,415	915,819
委託者報酬	61,624,270	48,845,997
その他費用	221,508	171,202
営業費用合計	63,001,193	49,933,018
営業利益又は営業損失()	46,434,655	197,981,869
経常利益又は経常損失()	46,434,655	197,981,869
当期純利益又は当期純損失()	46,434,655	197,981,869
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	39,582,487	28,623,812
期首剰余金又は期首欠損金()	1,550,531,374	1,295,598,477
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,611,350	862,645
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	9,611,350	862,645
剰余金減少額又は欠損金増加額	257,692,079	206,973,044
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	257,692,079	206,973,044
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	-
分配金	-	
期末剰余金又は期末欠損金()	1,295,598,477	1,316,093,759

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
		第15期		
項目		自 2025年1月24日		
		至 2025年7月23日		
1.	有価証券の評価基準及び評	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評		
	価方法	価しております。		
		(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券		
		金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所		
		等の最終相場に基づいて評価しております。		
		(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券		
		金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引		
		業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報		
		会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価してお		
		ります。		
		(3) 時価が入手できなかった有価証券		
		直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断		
		した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認		
		める評価額により評価しております。		
2 .	デリバティブの評価基準及	為替予約取引		
	び評価方法	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたって		
		は、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。		
2.		(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断 した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認 める評価額により評価しております。 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたって		

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		第14期	第15期	
		(2025年1月23日現在)	(2025年7月23日現在)	
1.	当計算期間の末日におけ	5,179,097,405	4,358,414,565[
	る受益権の総数			
2 .	1 単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.2502円	1口当たり純資産額 1.3020円	
		(1万口当たりの純資産額12,502円)	(1万口当たりの純資産額13,020円)	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第14期	第15期	
項目	自 2024年7月24日	自 2025年1月24日	
	至 2025年1月23日	至 2025年7月23日	
1.委託者報酬	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指	
	図にかかる権限の全部または一部を委託する	図にかかる権限の全部または一部を委託する	
	ために要する費用	ために要する費用	
	16,484,112円	13,226,625円	

2.分配金の計算過程

計算期間末における費用控除後の配当等収益 (0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有 価証券売買等損益(0円)、収益調整金 (1,388,018,442円)、および分配準備積立金 (1,480,580,939円)より、分配対象収益は 2,868,599,381円(1万口当たり5,538.80円) でありますが、分配を行っておりません。 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (33,128,410円)、費用控除後、繰越欠損金 補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調 整金(1,172,906,906円)、および分配準備積 立金(1,244,139,058円)より、分配対象収益 は2,450,174,374円(1万口当たり5,621.71 円)でありますが、分配を行っておりませ ん。

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

		第15期
項目		自 2025年1月24日
		至 2025年7月23日
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証
		券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対
		して、投資として運用することを目的としております。
2.	金融商品の内容及び金融商	(1) 金融商品の内容
	品に係るリスク	1) 有価証券
		当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計
		算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。
		2) デリバティブ取引
		当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいてお
		ります。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する
		こと、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としており
		ます。
		当計算期間については、為替予約取引を行っております。
		3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
		(2) 金融商品に係るリスク
		有価証券およびデリバティブ取引等
		当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リス
		ク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動
		性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理 体制

リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用 部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にか かる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価について の確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる 確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。

また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。

なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

. 金融商品の時価等に関する事項

	項 目	第15期			
	块 口	(2025年7月23日現在)			
1.	貸借対照表計上額、時価及	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計			
	び差額	上額と時価との差額はありません。			
2 .	時価の算定方法	(1) 有価証券(親投資信託受益証券)			
		「重要な会計方針の注記」に記載しております。			
		(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引)			
		デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載し			
		ております。			
		(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等			
		これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、			
		当該帳簿価額を時価としております。			
3 .	金融商品の時価等に関する	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異			
	事項についての補足説明	なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリ			
		バティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引			
		にかかる市場リスクを示すものではありません。			

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第14期(自 2024年7月24日 至 2025年1月23日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
親投資信託受益証券	161,890,673円	
合計	161,890,673円	

第15期(自 2025年1月24日 至 2025年7月23日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
親投資信託受益証券	166,753,119円	
合計	166,753,119円	

(デリバティブ取引に関する注記)

第14期(2025年1月23日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

					(112:13)
		契約額	等		
区分	種 類		うち	時 価	評価損益
			1 年超		
	為替予約取引				
	売建				
	アメリカ・ドル	3,915,906,072	-	3,951,980,672	36,074,600
市場取引以	香港・ドル	496,510,022	-	500,657,500	4,147,478
外の取引	イギリス・ポンド	48,046,185	-	48,559,883	513,698
	スイス・フラン	252,955,236	-	255,508,236	2,553,000
	ユーロ	980,286,409	-	990,823,000	10,536,591
	小計	5,693,703,924	-	5,747,529,291	53,825,367
	合 計	5,693,703,924		5,747,529,291	53,825,367

第15期(2025年7月23日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

					(十四・11)
		契約額	等		
区分	種類		うち	時 価	評価損益
			1 年超		
	為替予約取引				
	買建				
	ユーロ	68,892,216	-	68,686,800	205,416
	小計	68,892,216	-	68,686,800	205,416
ᆂᄪᄍᄀᅛ	売建				
市場取引以	アメリカ・ドル	3,280,730,162	-	3,232,944,560	47,785,602
外の取引	香港・ドル	637,935,608	-	628,437,600	9,498,008
	イギリス・ポンド	72,172,422	-	71,641,680	530,742
	スイス・フラン	200,097,880	-	199,483,560	614,320
	ユーロ	810,590,576	-	807,069,900	3,520,676
	小計	5,001,526,648	-	4,939,577,300	61,949,348
	合 計	5,070,418,864	-	5,008,264,100	61,743,932

(注)1.時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為 替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下 の方法によっております。

- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日 に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。
- 3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
- 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第15期

自 2025年1月24日

至 2025年7月23日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項目	第14期	第15期
	(2025年1月23日現在)	(2025年7月23日現在)
期首元本額	6,163,796,195円	5,179,097,405円
期中追加設定元本額	39,931,989円	6,940,874円
期中一部解約元本額	1,024,630,779円	827,623,714円

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位:円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受	グローバルEV関連株マザーファン	2,348,444,918	5,747,349,247	
益証券	۴			
	親投資信託受益証券 小計		5,747,349,247	
	合 計		5,747,349,247	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

EDINET提出書類 三井住友 D S アセットマネジメント株式会社(E08957) 有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

【グローバルE V 関連株ファンド(為替ヘッジなし)】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第14期 (2025年 1月23日現在)	第15期 (2025年 7月23日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1,396,884	1,483,877
コール・ローン	271,038,292	249,718,449
親投資信託受益証券	55,771,298,651	50,544,731,633
未収入金	651,854,676	626,978,213
流動資産合計	56,695,588,503	51,422,912,172
資産合計	56,695,588,503	51,422,912,172
負債の部		
流動負債		
未払解約金	330,491,928	244,906,366
未払受託者報酬	9,292,568	7,903,824
未払委託者報酬	495,606,488	421,539,689
その他未払費用	1,462,669	1,376,893
流動負債合計	836,853,653	675,726,772
負債合計	836,853,653	675,726,772
純資産の部		
元本等		
元本	30,344,207,131	27,133,657,895
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	25,514,527,719	23,613,527,505
(分配準備積立金)	19,868,260,970	18,546,213,847
元本等合計	55,858,734,850	50,747,185,400
純資産合計	55,858,734,850	50,747,185,400
負債純資産合計	56,695,588,503	51,422,912,172

(2)【損益及び剰余金計算書】

		(単位:円)
	第14期 自 2024年 7月24日 至 2025年 1月23日	第15期 自 2025年 1月24日 至 2025年 7月23日
受取利息	504,971	563,174
有価証券売買等損益	760,817,251	837,520,909
営業収益合計	761,322,222	838,084,083
三世祖 三世祖 三世祖 三世祖 三世祖 三世祖 三世祖 三世祖 三世祖 三世祖		
受託者報酬	9,292,568	7,903,824
委託者報酬	495,606,488	421,539,689
その他費用	1,462,669	1,376,893
営業費用合計	506,361,725	430,820,406
営業利益又は営業損失()	254,960,497	407,263,677
経常利益又は経常損失()	254,960,497	407,263,677
当期純利益又は当期純損失()	254,960,497	407,263,677
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	419,836,886	397,646,982
期首剰余金又は期首欠損金()	28,222,484,810	25,514,527,719
剰余金増加額又は欠損金減少額	344,389,676	27,128,189
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	344,389,676	27,128,189
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,727,144,150	2,733,039,062
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	3,727,144,150	2,733,039,062
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	25,514,527,719	23,613,527,505

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

		第15期	
	項目	自 2025年1月24日	
		至 2025年7月23日	
1.	有価証券の評価基準及び評	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評	
	価方法	価しております。	
		(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券	
		金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所	
		等の最終相場に基づいて評価しております。	
		(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券	
		金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引	
		業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報	
		会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価してお	
		ります。	
		(3) 時価が入手できなかった有価証券	
		直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断	
		した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認	
		める評価額により評価しております。	

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

		第14期	第15期
	項目	(2025年1月23日現在)	(2025年7月23日現在)
1.	当計算期間の末日におけ	30,344,207,131	27,133,657,895
	る受益権の総数		
2 .	1 単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.8408円	1口当たり純資産額 1.8703円
		(1万口当たりの純資産額18,408円)	(1万口当たりの純資産額18,703円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

NEW CHANGE HAVE LEED A		
	第14期	第15期
項目	自 2024年7月24日	自 2025年1月24日
	至 2025年1月23日	至 2025年7月23日
1.委託者報酬	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指
	図にかかる権限の全部または一部を委託する	図にかかる権限の全部または一部を委託する
	ために要する費用	ために要する費用
	132,612,155円	114,168,779円

2.分配金の計算過程

計算期間末における費用控除後の配当等収益 (136,602,507円)、費用控除後、繰越欠損金 補填後の有価証券売買等損益(538,194,876 円)、収益調整金(5,646,266,749円)、およ び分配準備積立金(19,193,463,587円)よ り、分配対象収益は25,514,527,719円(1万 口当たり8,408.37円)でありますが、分配を 行っておりません。 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (233,412,712円)、費用控除後、繰越欠損金 補填後の有価証券売買等損益(571,497,947 円)、収益調整金(5,067,313,658円)、およ び分配準備積立金(17,741,303,188円)よ り、分配対象収益は23,613,527,505円(1万 口当たり8,702.67円)でありますが、分配を 行っておりません。

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

	\$\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
	第15期
項目	自 2025年1月24日
	至 2025年7月23日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証
	券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対
	して、投資として運用することを目的としております。
金融商品の内容及び金融商	(1) 金融商品の内容
品に係るリスク	1) 有価証券
	当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計
	算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。
	2) デリバティブ取引
	当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいてお
	ります。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する
	こと、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としており
	ます。
	3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
	(2) 金融商品に係るリスク
	有価証券およびデリバティブ取引等
	当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リス
	ク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動
	性リスクがあります。
	金融商品に対する取組方針金融商品の内容及び金融商

3. 金融商品に係るリスク管理 体制

リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用 部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にか かる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価について の確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる 確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。

また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。

なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

. 金融商品の時価等に関する事項

	項 目	第15期
块 F		(2025年7月23日現在)
1.	貸借対照表計上額、時価及	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計
	び差額	上額と時価との差額はありません。
2 .	時価の算定方法	(1) 有価証券(親投資信託受益証券)
		「重要な会計方針の注記」に記載しております。
		(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引)
		デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載し
		ております。
		(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
		これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、
		当該帳簿価額を時価としております。
3 .	金融商品の時価等に関する	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異
	事項についての補足説明	なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリ
		バティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引
		にかかる市場リスクを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第14期(自 2024年7月24日 至 2025年1月23日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	968,818,544円
合計	968,818,544円

第15期(自 2025年1月24日 至 2025年7月23日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,204,085,197円
合計	1,204,085,197円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

	弗15期
自	2025年1月24日
至	2025年7月23日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項目	第14期 (2025年1月23日現在)	第15期 (2025年7月23日現在)
期首元本額	34,463,405,525円	30,344,207,131円
期中追加設定元本額	433,399,164円	40,254,984円
期中一部解約元本額	4,552,597,558円	3,250,804,220円

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受	グローバルEV関連株マザーファン	20,653,263,447	50,544,731,633	
益証券	۲			
	親投資信託受益証券 小計		50,544,731,633	
	合 計		50,544,731,633	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

(参考)

「グローバルEV関連株ファンド(為替ヘッジあり)」および「グローバルEV関連株ファンド(為替ヘッジなし)」は、「グローバルEV関連株マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

グローバルE V 関連株マザーファンド

(1)貸借対照表

(単位:円)

	(羊匹・川)
	(2025年7月23日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	2,881,655,723
金銭信託	5,885,507
コール・ローン	990,459,047
株式	55,877,023,817
派生商品評価勘定	8,818,269
未収入金	189,629,596
未収配当金	58,050,057
流動資産合計	60,011,522,016
資産合計	60,011,522,016
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	27,434
未払解約金	1,179,438,211
流動負債合計	1,179,465,645
鱼 負債合計	1,179,465,645
元本等	
元本	24,039,557,784
剰余金	
剰余金又は欠損金()	34,792,498,587
元本等合計 元本等合計	58,832,056,371
—————————————————————————————————————	58,832,056,371
	60,011,522,016
-	

(2)注記表

(重要な会計方針の注記)

	<u> </u>	
項目		自 2025年1月24日
		至 2025年7月23日
1.	有価証券の評価基準及び評	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しておりま
	価方法	す。
		(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券
		金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所
		等の最終相場に基づいて評価しております。
		(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券
		金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引
		業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報
		会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価してお
		ります。

_		
		(3) 時価が入手できなかった有価証券
		直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断
		した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認
		める評価額により評価しております。
2 .	デリバティブの評価基準及	為替予約取引
	び評価方法	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたって
		は、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3 .	その他財務諸表作成のため	外貨建資産等の会計処理
	の基礎となる事項	「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理し
		ております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		(2025年7月23日現在)
1.	当計算期間の末日における	24,039,557,784
	受益権の総数	
2 .	1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.4473円
		(1万口当たりの純資産額24,473円)

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項目		自 2025年1月24日
	坦 日	至 2025年7月23日
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証
		券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対
		して、投資として運用することを目的としております。
2.	金融商品の内容及び金融商	(1) 金融商品の内容
	品に係るリスク	1) 有価証券
		当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計
		算期間については、株式を組み入れております。
		2) デリバティブ取引
		当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいてお
		ります。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する
		こと、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としており
		ます。
		当計算期間については、為替予約取引を行っております。
		3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
		(2) 金融商品に係るリスク
		有価証券およびデリバティブ取引等
		当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リス
		ク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動
		性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理 体制

リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用 部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にか かる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価について の確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる 確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。

また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。

なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

. 金融商品の時価等に関する事項

	項目	(2025年7月23日現在)
1.	貸借対照表計上額、時価及	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計
	び差額	上額と時価との差額はありません。
2 .	時価の算定方法	(1) 有価証券(株式)
		「重要な会計方針の注記」に記載しております。
		(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引)
		デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載し
		ております。
		(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
		これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、
		当該帳簿価額を時価としております。
3.	金融商品の時価等に関する	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異
	事項についての補足説明	なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリ
		バティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引
		にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025年7月23日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

		契約額	等		
区分	種類		うち	時 価	評価損益
			1 年超		
	為替予約取引				
市場取引以	売建				
外の取引	アメリカ・ドル	1,226,620,000	-	1,217,829,165	8,790,835
	小計	1,226,620,000	-	1,217,829,165	8,790,835
	合 計	1,226,620,000	ı	1,217,829,165	8,790,835

(注)1.時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為 替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下 の方法によっております。

- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日 に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。
- 3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
- 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2025年1月24日 至 2025年7月23日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2025年7月23日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	26,553,929,926円
同期中における追加設定元本額	1,045,739,579円
同期中における一部解約元本額	3,560,111,721円
2025年7月23日現在の元本の内訳	
グローバルE V 関連株ファンド(為替ヘッジあり)	2,348,444,918円
グローバルE V 関連株ファンド (為替ヘッジなし)	20,653,263,447円
SMDAM・グローバルEV関連株ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)	1,037,849,419円
合 計	24,039,557,784円

(3)附属明細表有価証券明細表

(a)株式

\7 4c	A6 JT	14 WL	評価額		評価額	/#.±
通貨	銘 柄	株数	単価	金額	備考	
日本・円	ルネサスエレクトロニクス	864,700	1,889.000	1,633,418,300		
	パナソニック ホールディング	373,300	1,506.000	562,189,800		
	ス					
	TDK	712,000	1,815.000	1,292,280,000		
	ローム	464,900	1,930.500	897,489,450		
	村田製作所	366,000	2,232.500	817,095,000		
	デンソー	404,000	2,107.500	851,430,000		
	シマノ	59,900	21,285.000	1,274,971,500		
	日本・円小計	3,244,800		7,328,874,050		
アメリカ・	ALBEMARLE CORP	111,400	83.240	9,272,936.00		
ドル	QUIMICA Y MINERA CHIL-SP ADR	320,700	41.150	13,196,805.00		
	HESAI GROUP	472,000	21.100	9,959,200.00		
	TESLA INC	25,620	332.110	8,508,658.20		
	PTC INC	72,310	202.870	14,669,529.70		
	TE CONNECTIVITY PLC	52,260	180.470	9,431,362.20		
	AMBARELLA INC	89,630	68.120	6,105,595.60		
j	ANALOG DEVICES INC	71,300	235.500	16,791,150.00		
	MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	11,217	719.980	8,076,015.66		
	NXP SEMICONDUCTORS NV	68,500	228.000	15,618,000.00		
	ON SEMICONDUCTOR	180,800	62.450	11,290,960.00		
	QUALCOMM INC	83,370	157.990	13,171,626.30		
	STMICROELECTRONICS NV-NY SHS	357,260	33.410	11,936,056.60		
	TERADYNE INC	110,294	93.700	10,334,547.80		
	TEXAS INSTRUMENTS INC	80,414	214.920	17,282,576.88		
	アメリカ・ドル小計	2,107,075		175,645,019.94		
				(25,728,482,521)		
香港・ドル	BYD CO LTD-H	1,000,500	134.200	134,267,100.00		
	ZHEJIANG LEAPMOTOR TECHNOLOG	760,000	59.550	45,258,000.00		
	HORIZON ROBOTICS INC	4,800,000	6.760	32,448,000.00		
	XIAOMI CORP-CLASS B	2,019,000	57.950	117,001,050.00		
	BLACK SESAME INTERNATIONAL H	1,748,200	17.940	31,362,708.00		
	香港・ドル小計	10,327,700		360,336,858.00		
				(6,723,885,770)		
台湾・ドル	CHROMA ATE INC	547,000	425.000	232,475,000.00		
	DELTA ELECTRONICS INC	859,000	513.000	440,667,000.00		
	台湾・ドル小計	1,406,000		673,142,000.00		
				(3,345,986,939)		

				有価証券届出	<u>書(内国投資信</u>
イギリ	TRAINLINE PLC	1,319,075	2.716	3,582,607.70	
ス・ポン					
ド					
	イギリス・ポンド小計	1,319,075		3,582,607.70	
				(709,714,585)	
スイス・フ	ABB LTD-REG	132,450	51.520	6,823,824.00	
ラン	STADLER RAIL AG	210,400	20.500	4,313,200.00	
	スイス・フラン小計	342,850		11,137,024.00	
				(2,056,451,482)	
韓国・ウォ	HL MANDO CO LTD	219,400	34,350.000	7,536,390,000.00	
ン	SAMSUNG SDI CO LTD	31,959	181,900.000	5,813,342,100.00	
	韓国・ウォン小計	251,359		13,349,732,100.00	
				(1,419,076,522)	
オフショ	CONTEMPORARY AMPEREX TECHN-A	388,398	286.660	111,338,170.68	
ア・人民					
元					
	オフショア・人民元小計	388,398		111,338,170.68	
				(2,273,759,254)	
ユーロ	EUROGROUP LAMINATIONS SPA	1,353,381	2.180	2,950,370.58	
	LEGRAND SA	67,610	122.750	8,299,127.50	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	37,170	231.800	8,616,006.00	
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	449,650	37.155	16,706,745.75	
	ユーロ小計	1,907,811		36,572,249.83	
				(6,290,792,693)	
	合 計	21,295,068		55,877,023,817	
				(48,548,149,767)	

(注)金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘材	数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	株式	15銘柄	43.7%	53.0%
香港・ドル	株式	5銘柄	11.4%	13.8%
台湾・ドル	株式	2銘柄	5.7%	6.9%
イギリス・ポンド	株式	1銘柄	1.2%	1.5%
スイス・フラン	株式	2銘柄	3.5%	4.2%
韓国・ウォン	株式	2銘柄	2.4%	2.9%
オフショア・人民元	株式	1銘柄	3.9%	4.7%
ユーロ	株式	4銘柄	10.7%	13.0%

(b)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

グローバルEV関連株ファンド(為替ヘッジあり)

2025年8月29日現在

資産総額	5,630,139,821円
負債総額	67,665,760円
純資産総額(-)	5,562,474,061円
発行済口数	4,136,011,602□
1口当たり純資産額(/)	1.3449円
(1万口当たり純資産額)	(13,449円)

グローバルEV関連株ファンド(為替ヘッジなし)

2025年8月29日現在

資産総額	51,120,690,952円
負債総額	161,305,478円
純資産総額(-)	50,959,385,474円
発行済口数	26,238,560,807
1口当たり純資産額(/)	1.9422円
(1万口当たり純資産額)	(19,422円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の 規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振 替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振 替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

- 口 受益者名簿
 - 作成しません。
- 八 受益者に対する特典
 - ありません。
- 二 受益権の譲渡および譲渡制限等

(イ)受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が 記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b.上記aの申請のある場合には、上記aの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記aの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

c.上記aの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(ロ)受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再 分割できるものとします。

へ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払 い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定 によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

2025年8月29日現在

資本金の額 20億円

会社が発行する株式の総数 60,000,000株 発行済株式総数 33,870,060株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

八 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

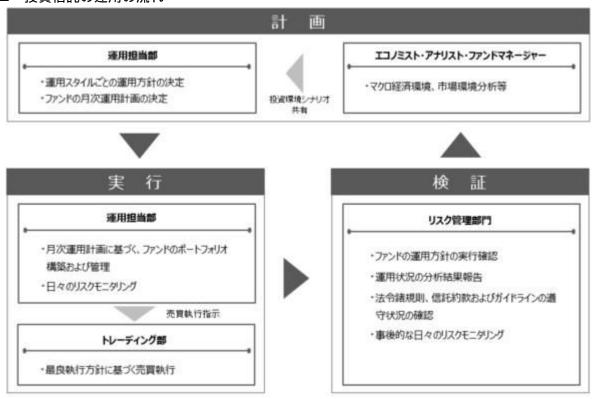
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託

の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助 言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を 行っています。

2025年8月29日現在、委託会社が運用を行っている投資信託(親投資信託は除きます)は、以下の通りです。

	本 数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	654	14,168,637
単位型株式投資信託	72	619,153
追加型公社債投資信託	1	22,771
単位型公社債投資信託	122	182,447
合 計	849	14,993,009

3【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
- 2 当社は、当事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

			(単位:千円)
		前事業年度	当事業年度
		(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
 資産の部			
流動資産			
現金及び預金		66,540,261	52,028,017
金銭の信託		23,435,831	31,752,052
顧客分別金信託		300,051	500,353
前払費用		583,635	644,114
未収入金		193,837	250,860
未収委託者報酬		14,480,419	15,384,824
未収運用受託報酬		3,342,186	4,912,858
未収投資助言報酬		406,420	292,775
未収収益		84,166	79,998
未収還付法人税等		-	125,792
その他の流動資産		43,391	134,288
流動資産合計		109,410,202	106,105,936
固定資産			
有形固定資産	1		
建物		1,265,924	1,157,214
器具備品		516,485	471,243
土地		710	710
リース資産		1,782	-

三井住友 D S アセットマネジメント株式会社(E08957) 有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

		<u>有価証券届出書(内国投資信託</u>
有形固定資産合計	1,784,901	1,629,168
無形固定資産		
ソフトウェア	2,606,617	2,074,805
ソフトウェア仮勘定	101,101	511,487
のれん	2,740,868	2,436,327
顧客関連資産	9,332,065	7,218,790
電話加入権	12,706	12,706
商標権	30	24
無形固定資産合計	14,793,389	12,254,141
投資その他の資産		
投資有価証券	9,976,957	9,257,612
関係会社株式	1,927,221	1,740,365
長期差入保証金	1,361,654	1,360,241
長期前払費用	44,009	75,691
会員権	90,479	90,479
繰延税金資産	716,093	942,908
貸倒引当金	20,750	20,750
投資その他の資産合計	14,095,666	13,446,548
固定資産合計	30,673,957	27,329,857
資産合計	140,084,160	133,435,793

	V == 112 = ==	(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	1,960	-
顧客からの預り金	21,728	51,505
その他の預り金	166,944	172,482
未払金		
未払収益分配金	1,927	1,974
未払償還金	1,253	1,253
未払手数料	6,580,971	6,763,424
その他未払金	642,514	161,092
未払費用	7,405,559	7,518,259
未払消費税等	937,155	1,255,374
未払法人税等	5,104,541	503,871
賞与引当金	2,854,060	3,393,355
その他の流動負債	17,443	34,270
流動負債合計	23,736,060	19,856,864
固定負債		
退職給付引当金	4,941,989	4,542,870
固定負債合計	4,941,989	4,542,870
負債合計	28,678,050	24,399,734
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	, ,	, ,
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946	82,095,946
利益剰余金		- , 1 - 1
利益準備金 その他利益剰余金	284,245	284,245

繰越利益剰余金	27,075,963	24,744,514
利益剰余金合計	27,360,208	25,028,759
株主資本計	111,456,155	109,124,705
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	50,045	88,646
 評価・換算差額等合計	50,045	88,646
	111,406,109	109,036,059
 負債・純資産合計	140,084,160	133,435,793

(2)【損益計算書】

				(単位:千円)
		前事業年度		当事業年度
	(自	2023年4月1日	(自	2024年4月1日
	至	2024年3月31日)	至	2025年3月31日)
委託者報酬		69,953,226		78,891,124
運用受託報酬		11,147,187		13,102,509
投資助言報酬		1,302,916		1,360,859
その他営業収益				
サービス支援手数料		319,553		400,872
その他		8,758		10,391
営業収益計		82,731,642		93,765,757
営業費用				
支払手数料		32,014,851		35,223,731
広告宣伝費		320,694		335,877
調査費				
調査費		4,637,211		5,327,087
委託調査費		12,412,033		14,077,571
営業雑経費				
通信費		56,291		51,489
印刷費		457,187		421,006
協会費		38,305		44,372
諸会費		30,484		42,328
情報機器関連費		5,268,275		5,313,187
販売促進費		31,339		44,315
その他		253,344	-	410,566
営業費用合計		55,520,019		61,291,534
一般管理費				
給料				
役員報酬		232,329		223,068
給料・手当		8,043,456		8,380,787
賞与		1,073,375		1,098,999
賞与引当金繰入額		2,854,060		3,379,790
交際費		57,134		54,024
寄付金		26,400		24,878
事務委託費		2,022,734		2,225,175
旅費交通費		166,596		242,135
租税公課		600,468		413,678
不動産賃借料		1,249,392		1,225,686
退職給付費用		712,228		803,656
固定資産減価償却費		3,281,572		3,349,674
のれん償却費		304,540		304,540
諸経費 		215,455		356,081
一般管理費合計		20,839,745		22,082,177

営業利益

6,371,877

10,392,045

					(単位:千円)
			前事業年度		当事業年度
		(自	2023年4月1日	(自	2024年4月1日
		至	2024年3月31日)	至	2025年3月31日)
営業外収益					
受取配当金			11,021,392		388,907
受取利息			2,840		46,258
金銭の信託運用益			199,056		-
時効成立分配金・償還金			461		506
原稿・講演料			2,143		2,440
投資有価証券償還益			5,384		115
投資有価証券売却益			12,261		826
投資事業組合運用益			-		36,683
為替差益			-		75,948
不動産賃貸料			108,505		117,054
雑収入			20,632		41,618
営業外収益合計			11,372,678		710,359
営業外費用					
金銭の信託運用損			-		88,979
投資有価証券償還損			10,829		137,207
投資有価証券売却損			48,575		93
投資事業組合運用損			-		56,719
為替差損			4,701		-
雑損失			-		4,818
営業外費用合計			64,106		287,820
経常利益			17,680,450		10,814,585
特別利益					
子会社株式売却益	1		14,096,622		672,682
特別利益合計			14,096,622		672,682
特別損失					
固定資産除却損	2		12,385		76,933
固定資産売却損			-		204
投資有価証券評価損			-		3,191
特別損失合計			12,385		80,328
税引前当期純利益			31,764,687		11,406,939
法人税、住民税及び事業税			7,802,794		3,062,795
法人税等調整額			1,314,394		162,825
法人税等合計			6,488,400		2,899,969
当期純利益			25,276,287		8,506,969
* -			· ,		

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

株主資本

日岡町が田山自(四国以東山町						
		資本剰余金			利益剰余金	
	資本金	資本準備金	その他資本	資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金
		貝华华湘立	剰余金	合計	利	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,391,568
当期変動額						
剰余金の配当						1,591,892
当期純利益						25,276,287
株主資本以外の						
項目の当期変動						
額(純額)						
当期変動額合計	-	1	-		-	23,684,394
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963

	株主	資本	評価・換	算差額等	
	利益剰余金		その他有価証券	評価・換算	純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	での他有価証券評価差額金	差額等合計	
	合計		許叫左領並	左領守口司	
当期首残高	3,675,814	87,771,760	142,558	142,558	87,629,201
当期変動額					
剰余金の配当	1,591,892	1,591,892			1,591,892
当期純利益	25,276,287	25,276,287			25,276,287
株主資本以外の					
項目の当期変動			92,513	92,513	92,513
額(純額)					
当期変動額合計	23,684,394	23,684,394	92,513	92,513	23,776,908
当期末残高	27,360,208	111,456,155	50,045	50,045	111,406,109

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

		株主資本						
		資本剰余金			利益	利益剰余金		
	資本金	次士进,供办	その他資本	資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金		
		資本準備金	剰余金	合計		繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963		
当期変動額								
剰余金の配当						10,838,419		
当期純利益						8,506,969		
株主資本以外の								
項目の当期変動								
額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,331,449		
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,744,514		

	株主	資本	評価・換		
	利益剰余金 利益剰余金 合計	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	27,360,208	111,456,155	50,045	50,045	111,406,109
当期変動額					
剰余金の配当	10,838,419	10,838,419			10,838,419
当期純利益	8,506,969	8,506,969			8,506,969

株主資本以外の					
項目の当期変動			38,600	38,600	38,600
額(純額)					
当期変動額合計	2,331,449	2,331,449	38,600	38,600	2,370,050
当期末残高	25,028,759	109,124,705	88,646	88,646	109,036,059

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2)金銭の信託

運用目的の金銭の信託:時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8~30年 器具備品 4~15年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん14年顧客関連資産6~19年ソフトウェア(自社利用分)5年

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 . 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資ー任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(表示方法の変更)

前事業年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「不動産賃貸料」は、金額的重要性が増したため、当 事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の組替えを行っており ます。

この結果、前事業年度の「営業外収益」の「雑収入」に表示していた129,137千円は、「不動産賃貸料」108,505千円、「雑収入」20,632千円として組み替えております。

(未適用の会計基準等)

- 1.リースに関する会計基準等
 - ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
 - ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)

(1)概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 金融商品会計に関する実務指針

・「金融商品会計に関する実務指針」(改正移管指針第9号 2025年3月11日 企業会計基準委員会)

(1)概要

企業会計基準委員会において、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いを改正しております。

(2)適用予定日

2027年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準の適用による影響

「金融商品会計に関する実務指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度	当事業年度			
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)			

建物	397,568千円	470,078千円
器具備品	1,493,885千円	1,594,310千円
リース資産	9,824千円	- 千円

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

る自己を小久口が同じないのとのうとう。					
	前事業年度	当事業年度			
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)			
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円			
借入実行残高	千円	千円			
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円			

(損益計算書関係)

1 子会社株式売却益

前事業年度において、日興グローバルラップ株式会社の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。 当事業年度において、Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.の株式を譲渡したことによる売却益を 計上しております。

2 固定資産除却損

	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
建物	9,039千円	74,175千円
器具備品	2,987千円	2,757千円
ソフトウェア	358千円	- 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

2.剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,591,892	47.00	2023年 3月31日	2023年 6月29日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

エーロル コテホース	生十日が コチネー及に関う 0 的 コ 0 ク 5 ~ 的 コ 0 の 3 7 7 元 2 7 末						
決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日		
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日		

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	•	-	33,870,060株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	4,674,068	138.00	2025年 3月31日	2025年 6月25日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
1年以内	1,161,545	1,129,463
1年超	-	4,517,068
合計	1,161,545	5,646,531

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っており、当社が設定する投資信託の事業推進等を目的として、直接または特定金外信託を通じて当該投資信託を保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保 を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

また、資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

金銭の信託及び投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

金銭の信託、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に 従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

市場リスクの管理

金銭の信託及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては 所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握してい ます。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、及び投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

また、特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、市場価格の変動リスクについて為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引により一部リスクヘッジしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません((注1)参照)。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	23,435,831	23,435,831	-
(2)投資有価証券			
その他有価証券	9,292,678	9,292,678	-
資産計	32,728,510	32,728,510	-

当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	31,752,052	31,752,052	-
(2)投資有価証券			
その他有価証券	7,659,105	7,659,105	-
資産計	39,411,157	39,411,157	-

(注1)市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	前事業年度	当事業年度	
□ ► □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)	
その他有価証券			
(1)非上場株式	40,370	40,367	
(2)組合出資金等	643,909	1,558,139	
合計	684,279	1,598,506	
子会社株式及び関連会社株式			
非上場株式	1,927,221	1,740,365	
合計	1,927,221	1,740,365	

3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。なお、時価算定会計基準適用指針27-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」については記載しておりません。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対

象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るイン

プットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

Γ.Λ.	時価				
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
(1)金銭の信託 (2)投資有価証券	-	23,435,831	-	23,435,831	
その他有価証券	-	9,292,678	-	9,292,678	
資産計	-	32,728,510	-	32,728,510	

当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

区分	時価				
<u> </u>	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
(1)金銭の信託	-	31,752,052	-	31,752,052	
(2)投資有価証券					
その他有価証券	-	7,659,105	-	7,659,105	
資産計	-	39,411,157	-	39,411,157	

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、

時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券 その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されてい る基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

(有価証券関係)

1.子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2024年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式1,927,221千円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度(2025年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式1,740,365千円)は、市場価格がないことから、記載 しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託等	3,489,939	3,297,367	192,572
小計	3,489,939	3,297,367	192,572
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託等	5,802,739	6,025,562	222,822
小計	5,802,739	6,025,562	222,822
合計	9,292,678	9,322,929	30,250

⁽注)非上場株式等(貸借対照表計上額 684,279千円)については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託等	708,609	686,216	22,393
小計	708,609	686,216	22,393
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託等	6,950,495	7,083,155	132,659
小計	6,950,495	7,083,155	132,659
合計	7,659,105	7,769,371	110,265

⁽注)非上場株式等(貸借対照表計上額 1,598,506千円)については、市場価格がないことから、記載しておりません。 上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度において、その他有価証券に含ま れる株式について3,191千円減損処理を行っております。

3.事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
801,686	12,261	48,575
		(単位・エロ)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
217,908	5,384	10,829

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
10,732	826	93

(単位:千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
1,791,952	115	137,207

4 . 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

当事業年度において、投資有価証券について3,191千円(その他有価証券3,191千円)減損処理を行っております。 なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、 30%以上50%未満下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っておりま す。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

		(1121113)
	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	5,027,832	4,941,989
勤務費用	423,516	430,325
利息費用	11,432	21,674
数理計算上の差異の発生額	34,405	153,045
退職給付の支払額	466,321	698,074
過去勤務費用の発生額	20,064	-
退職給付債務の期末残高	4,941,989	4,542,870

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

		(十四・111)
	前事業年度	当事業年度
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	4,941,989	4,542,870
未認識数理計算上の差異	-	-
未認識過去勤務費用	-	-
退職給付引当金	4,941,989	4,542,870

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位:千円)

		(半四・1円)
	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
勤務費用	423,516	430,325
利息費用	11,432	21,674
数理計算上の差異の費用処理額	34,405	153,045
過去勤務費用の費用処理額	20,064	-
その他	67,197	224,756
確定給付制度に係る退職給付費用	447,675	523,711

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用 による割増退職金であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

	前事業年度	当事業年度	
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日	
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)	
割引率	0.440%	1.160%	

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度264,552千円、当事業年度279,945千円であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,513,237	1,431,912
賞与引当金	873,913	1,039,045
調査費	558,908	439,517
未払金	176,993	128,135
未払事業税	365,090	13,007
ソフトウェア償却	101,113	110,261
子会社株式評価損	114,876	50,907
その他有価証券評価差額金	109,942	47,871
その他	18,064	22,468
繰延税金資産小計	3,832,139	3,283,127
評価性引当額	198,503	62,724
繰延税金資産合計	3,633,635	3,220,403
繰延税金負債		
無形固定資産	2,857,478	2,270,365
その他有価証券評価差額金	60,063	7,129
繰延税金負債合計	2,917,542	2,277,494
繰延税金資産(負債)の純額	716,093	942,908

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の 特別控除	-	3.8
受取配当等永久に益金に算入されない項目	10.6	0.9
評価性引当額の増減	-	0.9
外国税額控除	-	0.3
のれん償却費	0.2	0.8
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.2
その他	0.0	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.4	25.4

3.法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が令和7年3月31日に公布され、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が新設されることとなり、令和8年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.6%から31.5%となります。

これに伴い、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債を控除した金額)は純額で15,076千円減少し、その他有価証券評価差額金は1,165千円、法人税等調整額は16,241千円増加し、当期純利益は16,241千円減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	69,953,226	11,147,187	1,302,916	328,311	82,731,642

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形 固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至2025年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	78,891,124	13,102,509	1,360,859	411,264	93,765,757

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形 固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位:千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	(株)三井住友 銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	- %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,642,605	未払 手数料	1,630,250
親会社 の 子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都千代田区	135,000,000	証券業	- %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,960,278	未払 手数料	1,200,878

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2.親会社に関する注記

(単位:千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
***	(株)三井住友 会社 フィナンシャ ルグループ	フィナンシャ 翆芯幣 🗁 2.344.038.000 銀					子会社株式の売却 (売却価格)	24,000,000		
親会社			銀行業 50.1%	50.1%	6 持株会社	子会社株式売却益	14,096,622	-	-	

(注)子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1.関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位:千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	㈱三井住友 銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	- %	投信の販売委託	委託販売 手数料	8,327,979	未払 手数料	2,117,600
親会社 の 子会社	SMBC日興 証券株	東京都千代田区	135,000,000	証券業	- %	投信の販売委託	委託販売 手数料	7,176,048	未払 手数料	1,490,173
親会社	SMBC Americas	アメリカ 合衆国 デラウエ	米ドル	銀行業	%		子会社株式の売却 (売却価格)	773,585		
の 子会社	inc. j	デラワエ 米ド, ア州ウィ 3,010.5 ルミント ン市		(銀行持 株会社)		-	子会社株式売却益	672,682	-	-

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額 1株当たり当期純利益	3,289.22円 746.27円	3,219.24円

(注)1.潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2.1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	25,276,287	8,506,969
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	25,276,287	8,506,969
期中平均株式数(株)	33,870,060	33,870,060

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる 行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- 八 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- 二 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記八、二に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、 投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるお それのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項
- (イ)定款の変更 該当ありません。
- (口)その他の重要事項 該当ありません。
- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実 該当ありません。

第2【その他の関係法人の概況】

- 1【名称、資本金の額及び事業の内容】
 - イ 受託会社
 - (イ)名称 三井住友信託銀行株式会社

(ロ)資本金の額 342,037百万円(2025年3月末現在)

(ハ)事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関す

る法律に基づき信託業務を営んでいます。

[参考情報:再信託受託会社の概要]

・ 名称 株式会社日本カストディ銀行・ 資本金の額 51,000百万円(2025年3月末現在)

・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関す

る法律に基づき信託業務を営んでいます。

口 販売会社

名称	資本金の額(百万円) 2025年3月末現在	事業の内容
株式会社SBI証券	54,323	金融商品取引法に定める第一種金融商品取 引業を営んでいます。
OKB証券株式会社	1,500	金融商品取引法に定める第一種金融商品取 引業を営んでいます。
おきぎん証券株式会社	850	金融商品取引法に定める第一種金融商品取 引業を営んでいます。
あかつき証券株式会社	3,067	金融商品取引法に定める第一種金融商品取 引業を営んでいます。
岩井コスモ証券株式会社	13,500	金融商品取引法に定める第一種金融商品取 引業を営んでいます。
静岡東海証券株式会社	600	金融商品取引法に定める第一種金融商品取 引業を営んでいます。
十六TT証券株式会社	3,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取 引業を営んでいます。
大和証券株式会社	100,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取 引業を営んでいます。
中銀証券株式会社	2,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取 引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	19,495	金融商品取引法に定める第一種金融商品取 引業を営んでいます。
西日本シティTT証券株式会 社	3,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取 引業を営んでいます。
野村證券株式会社	10,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取 引業を営んでいます。
水戸証券株式会社	12,272	金融商品取引法に定める第一種金融商品取 引業を営んでいます。

楽天証券株式会社の資本金の額は、2024年12月末現在です。

八 投資顧問会社(運用の委託先)

(イ)名称 ロベコ・スイス・エージー

(ロ)資本金の額 1,000,000スイスフラン(2024年12月現在)

(八)事業の内容 資産運用に関する業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

口 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書(目論見書)の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

八 投資顧問会社(運用の委託先)

委託会社との間で締結される投資一任契約(運用委託契約)に基づき、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドの運用指図に関する権限の委託を受け、信託財産の運用を行います。

3【資本関係】

(持株比率5%以上を記載しています。) 該当事項はありません。

第3【その他】

- 1 目論見書の表紙から本文の前までおよび裏表紙の記載について
- (1)「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨を記載することがあります。
- (2)委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載することがあります。
- (3)委託会社のホームページのアドレスおよび他のインターネットのアドレス(これらのアドレス をコード化した図形等も含む)を記載することがあります。
- (4)請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨を記載することがあります。
- (5)目論見書の使用開始日を記載することがあります。
- (6)投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。
- (7)請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合に はその旨の記録をしておくべきである旨を記載することがあります。
- (8)「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載をすること があります。
- (9) 当ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを記載することがあります。
- (10)ファンドの形態および属性、申込みにかかる事項、ユニバーサルデザインフォントマークを記載することがあります。
- (11)写真、イラスト、図案およびキャッチコピーを採用することがあります。また、ファンドの管理番号等を記載することがあります。
- 2 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- 3 当ファンドの投資信託約款の全文を請求目論見書に掲載することがあります。
- 4 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見書)」と称して使用することがあります。
- 5 評価機関等から当ファンドに対する評価を取得し、使用することがあります。
- 6 有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドの実質的な投資対象資産に共通性がある場合には、当該複数のファンドを一つの投資信託説明書(交付目論見書)で説明することがあります。また、有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドにかかる投資信託説明書(交付目論見書)および投資信託説明書(請求目論見書)を一体のものとして使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

三井住友DSアセットマネジメント株式会社 取締役会 御中 2025年6月13日

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 佐藤栄裕

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 深井康治

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分か つ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があ り、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合 に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに 対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人 は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する 内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な 不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる 場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関 する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが 求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来 の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並び に財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で 識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているそ の他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年10月8日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 和田 涉

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバルEV関連株ファンド(為替ヘッジあり)の2025年1月24日から2025年7月23日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバルEV関連株ファンド(為替ヘッジあり)の2025年7月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当 監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に 関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断して いる。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務 諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。 虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施 に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継 続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起する こと、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明す ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況 により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか とともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適 正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年10月8日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 和田 涉

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げら れているグローバルEV関連株ファンド(為替ヘッジなし)の2025年1月24日から2025年7月23日までの計算期間の財務諸 表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル E V 関連株ファンド(為替ヘッジなし)の2025年7月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益 の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当 監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に 関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断して いる。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務 諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容 に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務 諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相 違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告する ことが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示す ることにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要 と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価 し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場 合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がない かどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。 虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与 えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家として の判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証 拠を入手する。

- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施 に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関 連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継 続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起する こと、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明す ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況 により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか とともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適 正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含 む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定 により記載すべき利害関係はない。

> 以 上

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。